

第1回教育委員会（定）

開会日時 平成26年 1月 9日（木） 午後 2時00分
閉会日時 午後 4時43分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員	別府明雄
委員	谷田泰
委員	高野佐紀子
委員	青木義男
委員	橋本正彦

出席事務局職員

事務局次長	寺西幸雄	庶務課長	小林 緑
学務課長	森下真博	生涯学習課長	中島 実
指導室長	矢部 崇	新しい学校づくり担当課長	田中 光輝
学校地域連携担当課長	木内俊直	中央図書館長	代田 治

署名委員

委員長

委員

午後 2時 00分 開会

委員長 本年もよろしくお願いたします。
本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成26年第1回教育委員会定例会を開催いたします。
本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林庶務課長、森下学務課長、中島生涯学習課長、矢部指導室長、田中新しい学校づくり担当課長、木内学校地域連携担当課長、代田中央図書館長の、以上8名でございます。
本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により橋本委員にお願いいたします。
それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第1号 東京都板橋区あいキッズ条例施行規則

(学校地域連携担当課)

委員長 日程第一 議案第1号「東京都板橋区あいキッズ条例施行規則」について、次長と学校地域連携担当課長から説明願います。

次長 それでは、議案第1号「東京都板橋区あいキッズ条例施行規則」でございます。上記の議案を提出する。
提出者は、橋本教育長でございます。
本規則につきましては、全て新設でございますので、後ほど、担当の課長の方から説明させていただきます。
提案理由につきましては、27ページに記載のとおり、平成25年第4回板橋区区議会定例会において決定し、公布された東京都板橋区あいキッズ条例の施行に関し必要な事項を規定するためのものがございます。
それでは、担当課長の方から説明いたします。

学校地域連携担当課長 それでは、「東京都板橋区あいキッズ条例施行規則」につきまして、ご説明申し上げます。
まず、第1条では、目的について定めてございます。
先に制定されました東京都板橋区あいキッズ条例について、その施行に当たり、必要な事項を定めることを目的としてまいります。
第2条では、あいキッズの利用者について、甲時間では、あいキッズを実施する小学校に在籍する児童以外にも、条例第6条第1号に規定する、特に必要があると認める児童として、実施校以外の区立小学校の特別支援学校に在籍する児童、実施校区域内に居住する国立や私立の小学校や特別支援学校に在籍する児童、そのほか教育委員会が必要と認めてまいる児童としております。
また、第2項にありますように、乙時間におきましては、条例第6条第2号に規定する保護者の就労等により家庭において乙時間にて適切な保護を受けることができない者を、同居の保護者が別表の利用基準のいずれかに該当する児童とい

たします。

別表が4ページにございますので、ご覧ください。

これまでの学童クラブ登録と同様に、就労、疾病、心身障がい、介護、看護、就学、技術習得以外にも、PTA活動、町会・自治会活動、学校支援活動等を含めまして、さらに、その日数の要件も5日と引き下げまして、これらの活動の一層の促進を図ってまいりたいと考えております。

続いて、第3項では、乙時間の利用者につきまして、第1項で掲げた1年生から3年生、特別支援学級、特別支援学校の4年生から6年生を含めるものとしたします。

第3条では、利用の手続について定めております。

あいキッズ利用者は、「利用登録申込兼申請書」によりまして、あらかじめ教育委員会に利用登録をしていただくこととなります。

そして、乙時間の利用者は、利用登録のほかに「就労証明書」や「申立書」及び教育委員会が定める証明書類を添付の上、教育委員会に申請するものとしたします。

第4条では、利用の承認について定めております。

教育委員会は、前条の申請書を受理したときには、利用資格その他必要な事項について審査を行い、必要があると認めるときは、乙時間の利用者及び保護者に対し、面接または必要な書類の提出を求めることができるものとします。

また、利用を承認した者に対しましては「利用承認通知書」、あるいは利用を承認しない者に対しては「利用不承認通知書」により通知するものとしたします。

第5条では、乙時間の利用申請につきまして、承認をしないことができる旨を定めています。

条例の第8条第1号で示している、心身に著しい障がいがあり、集団生活に適さないと認められるときについて、あいキッズの利用時間内に利用児童に対して投薬などの医療行為が必要となる場合とうたってまいるところでございます。

第6条につきましては、乙時間の利用承認期間について、まず、第1項で利用を開始した以後における最初の3月31日までとしたします。

また、利用申請期間に指定がある場合は、前項に定める期間を限度としたしまして、指定された期間を利用承認期間とする旨を定めております。

第7条では、利用時間の変更について、乙時間の利用者は、利用時間の変更を希望するときには「利用状況変更申請書」を教育委員会に提出し、「利用状況変更承認通知書」、あるいは「利用状況変更不承認通知書」により教育委員会から通知する旨を定めております。

第8条では、保護者の届け出事項について、住所、連絡先、そのほか保護者の状況に変更があった場合には、速やかに「申請事項変更届」を教育委員会に提出しなければならない旨を定めております。

第9条では、乙時間の利用者が1カ月以上利用を休止するときには「利用休止届」をあらかじめ、また、第10条では、乙時間の利用を辞退しようとするときには「利用辞退届」を前月末日までに教育委員会に提出しなければならない旨を

定めております。

第11条では、条例の第9条により利用登録を取り消すときは「利用登録取消通知書」、第12条では、条例の第10条の規定により利用承認を取り消すときには「利用承認取消通知書」により通知する旨を定めております。

第13条では、利用の停止について定めております。

条例第11条の規定により利用を停止するときは「利用停止通知書」により通知するものいたしますが、緊急に利用を停止する必要があると認めるときには、口頭により通知することもできる旨を定めております。

第14条では、利用の制限について定めております。

第1項では、条例の第12条の規定による利用制限について、教育委員会が必要と認める期間の利用の中断、利用時の保護者または保護者にかわる者の付き添い、利用できる場所の限定、そのほか教育委員会が認める制限として定めてまいります。

また、第2項では、条例第12条の規定する「特に必要があると認めるとき」について、利用者自身の危険意識がなく危険行動を制止できないとき、利用者が頻繁に他者に危害を加え、防止することができないとき、そのほかあいキッズの運営上支障があると認められるときとする旨を定めております。

第3項では、利用を制限するときは「利用制限通知書」により通知するものいたしますが、緊急に利用を制限する必要があると認めるときは、第4項により、口頭により通知することができる旨を定めております。

なお、利用制限を解除するときには、第5項により、「利用制限解除通知書」により通知するものいたします。

第15条では、利用料の徴収方法について定めております。

条例第13条に規定する利用料は、乙時間の利用日数にかかわらず、原則、利用する月の末日までに口座振替の方法により当月分を納付するものいたします。

ただし、第11条に規定する「あいキッズ利用休止届」を提出した場合には、利用しなかった月分の利用料は徴収しないものいたします。

また、教育委員会が特に認めた場合は、別に定める方法により納付することができる旨を定めてございます。

第16条では、利用料の減免について定めております。

利用料について、生活保護受給世帯などに対しては免除、住民税非課税世帯、あるいは就学援助受給世帯については減額、そのほか教育委員会が特に必要があると認めるときは、その都度、定めるところにより減額、または免除してまいります。

第17条では、利用料の減免手続について定めております。

利用料の減額、または免除を受けようとするときは「利用料減額免除申請書」を教育委員会に提出いたしまして、教育委員会は、利用料を減額、または免除することを決定したときには「利用料減額免除承認通知書」、あるいは「利用料減額免除不承認通知書」により通知するものいたします。

第18条では、利用料の還付について定めてございます。

条例第15条ただし書に規定する利用料の全部、または一部を還付することができる特別の理由及び還付金額について、自然災害等、乙時間の利用者、または、その保護者の責めに帰さない理由により1カ月以上にわたり乙時間の利用ができなかったときは利用できなかった月分の利用料を、また、教育委員会が特に必要があると認めたときは、教育委員会が相当と認める額として参ります。

なお、利用料の還付を受ける場合には、「利用料還付申請書」を教育委員会に提出する旨を定めてございます。

第19条では、委任について定めます。

この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会において定めてまいりたいと考えております。

付則では、施行期日、実施のための準備について定めております。

この条例の施行規則は、平成26年4月1日から施行してまいりたいと考えております。

ただし、募集その他、この規則を施行するために必要な準備行為、利用手続、利用承認などは、この規則の施行前においても行うことができるものとしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 大分細かく規定していただいて、これで進めていただけたらいいのではないかと思いますけれども、ただ、色々と準備はしても、どうしてもやっていく中で想定外のことが出てくると思うので、そのあたりは、また、速やかに必要な部分は変えていくとか、変更していくということ、実行した後も徹底していただければいいのではないかと思います。

学校地域連携担当課長 平成26年に実施いたします11校につきましては、しっかりとモニタリングをさせていただきまして、平成27年度の全校実施に際して、よりよい制度になるように検証してまいりますし、また、制度の改正というところをしてまいりたいと考えています。

委員長 条例の中で、あいキッズで受け付けられない児童についての質問が議会の方でも多かったのですが、ここでは具体的に述べているので、非常によくなったのではないかと考えております。

あと、申請が教育委員会となっておりますが、具体的には各学校経由になるわけですね。

学校地域連携担当課長 新しいあいキッズのところだと、既存の学童クラブの方で受け付けをいたします。

委員 長 あと、口頭でやる場合には、それは委託社の責任者がやるという。

学校地域連携担当課長 ただ、事前に私どもの方でも把握してというところですね。

委員 長 あとは、一般登録を含めて、利用しようとする者は申請書を出せということですが、当該校については申請書を出す必要もないんじゃないかという気がしますけれども。乙以外は。

学校地域連携担当課長 中には、色々と個人的な情報で、私どもの方でも緊急時に連絡をしたりということがありますので、改めて、その部分は各ご家庭から児童に対しての情報をいただきたいと考えております。

委員 長 要するに、学校で持っている情報は流さないという。

学校地域連携担当課長 そうですね。基本的には、それぞれでということになるかと思います。

委員 長 分かりました。ほかにございますでしょうか。

高野 委員 5ページの別表のところ、PTA活動、町会・自治会活動というのがあるんですが、これは、従来の学童クラブのときというのは、こういうのはあったのですか。

学校地域連携担当課長 なかったです。

高野 委員 新たに、これがあいキッズとして増えたということですか。

学校地域連携担当課長 はい。

高野 委員 分かりました。

委員 長 ほかにも、ございませんでしょうか。

特に、書類の様式等については、谷田委員の意見にありましたように、多分、使っているうちに色々とフォーマットが変わってくるかと思えますけれども、その辺は、順次、変えていけばいいかなと思っております。

それでは、ご意見がなければ、お諮りいたします。日程第一 議案第1号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員 長 では、そのように決定します。

○議事

日程第二 議案第2号 東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(指導室)

委員長 日程第二 議案第2号「東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、次長と指導室長から説明願います。

次長 それでは、議案第2号「東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

上記の議案を提出する。

提出者は、橋本教育長でございます。

「東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」。

東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年板橋区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

まず、第3条第1項第1号ア中「8月24日」を「8月31日」に改め、ただし書を削り、同号イ中「8月25日」を「9月1日」に改め、ただし書を削るといふ部分につきましては、夏季休業日の変更に伴う改正でございます。

また、それ以降の同じ文の中に書いてある部分については文言整理でございます。

続いて、第6条の4を第6条の5とし、第6条の3の次に次の1条を加えるということで、指導教諭についての規定を加えるものでございます。

第6条の4、小中学校に指導教諭を置くことができる。

第2項、指導教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情があるときは、指導教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずることができる。

第9条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

第2項、第8条第1項第5号に規定する研究主任は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から、校長の具申により、委員会が命ずる。

第9条第3項中「前項」を「前2項」に改める。第24条中「第6条の4」を「第6条の5」に改める。

付則でございます。

この規則は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

なお、付則の第2項、第3項、第4項につきましては、先ほど指導教諭を新たに加えたことで条のずれが出ておりますので、そこの引用している規則につきまして、合わせて改正するものでございます。

2ページへ行きまして、提案理由でございますが、8月の授業日を夏季休業日とし、補習教室や個別学習を充実させることにより個々の児童・生徒の学力の定

着、向上を図るためでございます。

また、教員の学習指導力の一層の向上を図るため、新たに指導教諭の職を設置するものでございます。

具体的な内容につきましては、指導室長から説明いたします。

指導室長 今、次長から話があったとおりの管理運営規則の改正でございますけれども、分かりやすいのは、この新旧対照表を見ていただきながらの方がよろしいかと思えます。

大きく改正する点は、夏季休業日の変更に伴う夏季休業日変更と、1学期、2学期の境目の日にちのずれ。

もう1つが、指導教諭という新しい職ができたことによる、その規定ということです。

前にもお話ししましたが、夏季休業中の短縮を元へ、8月31日に戻しますということで来年度の方向性を決めさせていただいておりますので、それに基づくものが最初のページでございます。

これまでは、幼稚園だけが8月31日までという規定でしたが、小・中学校については8月24日までが1学期の最後。それで、8月25日からが2学期というスタートでしたけれども、この日付の境目が8月31日と9月1日になるということが、最初の第3条に関する要綱でございます。

この学期の境目の変更に伴って、(3)にあります休業日のうち夏季休業日の変更が伴うというところでご理解いただければと思っております。

もう1つの指導教諭の件につきましては、裏面でございますけれども、現在、学校には教員の職層として、校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭という5つがあります。養護教諭は別です。保健の先生は別です。

この5つがあるんですが、主幹教諭と同じ4級職という準管理職、ミドルリーダーなんですけど、ここの主幹教諭と同じ位置づけに指導教諭というものを設けることとなります。

この指導教諭の制度というのは、もともと学校教育法では既に規定があったんですけれども、東京都としては、この職を置かないで主幹教諭を先に置き、東京都独自に主任教諭という職を実は置いていたわけですが、学校内の組織が主幹や主任を加えて上手く機能するようになってきたということで、学校教育法の制定から遅れて、今年度、都立学校については指導教諭を既に置くということに決まっております。今年度、都立学校には指導教諭が実際におります。

区市町村の小・中学校については、平成26年度から指導教諭の職を置くということになって、既に任用審査も終わっておりますので、新たに、ここの管理運営規則の中で位置づけをする必要が生じたものです。

指導教諭の職というのは、学校の教員であることには変わりありませんけれども、授業のスペシャリストという言い方が一番しっくりくるかと思いますが、自分の学校のみならず、ほかの学校の教員にも模範授業とか公開授業をして、その教科の指導方法であるとか、子どもの見取りであるということについて、ほかの

教員に指導・助言を行う立場というものが指導教諭でございます。

現在のところですが、板橋区内には、恐らくですが、3名程度が任用されるのではないかと考えておりますが、正式に教員の異動の内示がございませんので、今のところは何とも申し上げられませんが、3名程度と思われま

す。任用については、都教委がこれを決めることとなりますけれども、今年度の選考では教科が決められておまして、国語と算数・数学、理科、この3教科しかありません。

ほかの教科については、来年度以降に選考して任用していくということでございますので、来年度に指導教諭がいるのは、国語、算数・数学、理科の、この3教科だけということになるかと思

います。以上の2つのことが主な改正点でございます。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

夏休みが短くなったのがまた戻るのは、何となく、すぐ変わってしまったようで若干気にはなるんですけれども、周りの状況がそういう方向に動いておりますのでやむを得ないかなと思

っております。それから、指導教諭に関しては、これは通常の、今までやっていた先生のプラスアルファで3名が。

指導室長 いや、アルファではなくて、教員の中で指導教諭という職を担う者がいるということですので、通常に担任も持ったりする教員です。プラスアルファではないです。

委員長 ということは、他校で模範授業をやったり、公開をやったりということは、結構忙しくなってしまう部分もあるのですか。

指導室長 その分、それが仕事になるということでございます。

委員長 ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

谷田委員 この指導教諭の件ですけれども、今後、こういう人たちを増やしていくという方向ということですか。

指導室長 はい。5年間ぐらいで、全体の任用数として、小学校で200名ぐらいとりたい。中学校については130名、小学校は210名。中学校は130名ぐらいを5年間で任用していきたいということなので、今年度については、そのうちの5分の1が東京都全体で任用されていくということになります。

板橋区の中に3名程度という話をしましたので、近隣区に、必ずしもその教科の指導教員がいるかどうかというのは限らないこととなりますので、例えば板橋

で国語の指導教諭が配置された場合には、ほかの区からもその勉強を見に来ると
いうような状況も生じることになります。それで、東京都全体の指導力を上げて
いくという、そういうプランニングです。

委員 長 先生は結構大変ですね。

指導室長 指導教諭は、そうですね、その公開授業と模範授業が職務になっているので、
その部分は大変であります。

青木委員 基本的な質問なんですけれども、指導教諭になれる人というのは、どういう選
ばれ方をするのか。大体のところを教えてください。

指導室長 主任教諭であるか主幹教諭であるということがエントリーの条件であります。
それで、採用選考があるんですけれども、普段、区の指導主事が授業観察をした
り、正式にエントリーがあった後も授業観察をして、その評定をさせていただ
いております。

あとは、校長先生の具申と、それから教育委員会の推薦ということで、都教委
の方で最終的には判断するという形で、選考の方法が決まっております。

青木委員 ありがとうございます。

委員 長 すごく下世話な質問で。指導教諭というのは、お給料的には変わってくるん
ですか。

指導室長 給料は主幹教諭と同じ給料になりますので、今、主任である者については給料
が高くなります。主幹から横転で動くこともできますが、給料はその場合は変わ
らないということになります。

委員 長 分かりました。ほかに、よろしいでしょうか。

(なし)

委員 長 では、お諮りします。日程第二 議案第2号については原案のとおり可決する
ことにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員 長 では、そのように決定します。

○議事

日程第三 議案第3号 東京都板橋区立天津わかしお学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(学務課)

委員長 日程第三 議案第3号「東京都板橋区立天津わかしお学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、次長と学務課長から説明願います。

次長 それでは、議案第3号「東京都板橋区立天津わかしお学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」。

上記の議案を提出する提出者は、橋本教育長でございます。

「東京都板橋区立天津わかしお学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」。

東京都板橋区立天津わかしお学校寄宿舎の管理運営に関する規則（昭和42年板橋区教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第19条中、「850円」を「874円」に、「880円」を「905円」に改める。

付則ですが、この規則は平成26年4月1日から施行する。

提案理由ですが、消費税率が5%から8%へ引き上げられることに伴い、児童宿舎に入居している児童の賄費を変更する必要があるためでございます。

詳細については、学務課長からご説明いたします。

学務課長 それでは、1枚めくっていただきまして、新旧対照表がございますので、そちらの方から確認させていただきたいと思えます。

中ほどの第19条のところでございますが、規則上は日額で定めておりまして、3年生から4年生の中学年は850円から874円に、5年生から6年生の高学年は880円から905円に改めるというものでございます。

3枚目に、もう1枚資料をめくっていただきますと、具体的な参考資料をつけさせていただきましたので、こちらで説明させていただきます。

1番目の改定理由・経緯につきましては、今申し上げましたように、消費税率の変更に伴うものでございます。

2番の賄費改定というところでございますが、規則上は、今申し上げましたように日額で規定されておりますが、内訳としましては、ご覧いただいておりますように、朝、昼、夜と3食提供させていただいておりますので、それぞれ算出した上で改定したものでございます。

資料中ほど、2つ目の表でございますように、日額を改めることにより、もちろん年額等も変更するわけでございますが、この表で改定前、表の右側になりますが、中学年では22万6,950円、これが年額でございますが、改定後は23万1,610円となり、4,660円の増となります。

同様に、高学年では23万4,960円から23万9,825円と、4,865円の増となります。

そして、そのもう1つ下の表で、年間の予定日、実施回数でございます。

区内の小・中学校では、平成26年度から2学期の開始が9月からということになりますが、天津わかしお学校におきましても同様の取り扱いとなるわけですが、本校の場合は、始業式、終業式などにつきまして、保護者が参加しやすいように休日の設定等を行っておりますので、現実的な運営としましては、表にありますように区内の学校ほど実施回数に変化がない状況となっております。

また、参考までに一番下に教職員の賄費についても記載させていただきましたが、先ほどご覧いただきました高学年と同額という形になってございます。

簡単でございますが、説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

単純に消費税分が上がるということで、消費税増税の話は云々いたしまして、いずれにせよ、上がるとなると変えざるを得ないということで、よろしいかと思えます。

では、お諮りします。日程第三 議案第3号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○報告事項

1. 平成25年第4回区議会定例会（11月）一般質問答弁要旨
(教育委員会関係)

(資料・次長)

委員長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「平成25年第4回区議会定例会（11月）一般質問答弁要旨」について、次長から報告願います

次長 それでは、平成25年第4回区議会定例会一般質問答弁要旨でございます。

11月28、29の2日間にわたって開会されたものでございます。

全体として、あいキッズの条例が提案されておりましたので、あいキッズにかかわる質問が大変多くなってございます。それ以外のもの等について、主なものをご説明させていただきます。

まず、自民党の田中しゅんすけ議員でございます。

1ページ目、いじめ防止対策推進法についての今後の進め方についてのご質問でございます。

いじめ防止対策推進法に基づき、国から昨年12月に基本方針が示され、東京都の基本方針がこれから示されますが、板橋区として、いじめ防止基本方針を策定していく予定でございます。

なお、いじめ防止対策推進法に基づく条例の制定については、板橋区の基本方

針の策定に合わせて取り組んでいくということで答弁してございまして、本年6月議会の条例化を目指して進めていきたいと考えているところでございます。

教育委員会だけに限らず、庁内での検討が必要になりますので、検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2番目、坂本あずまお議員、3ページです。

子どもの政治教育についてということで、模擬投票の実施についてということで、これも、従来、他の議員も含めて、色々ご提案、推進したらというようなご意見があったところでございます。

今、都知事選挙の準備に迫られているところでございますが、選挙管理委員会と協議いたしまして、本物の投票用紙や記載台の使用について、希望があれば推進していくというふうに選挙管理委員会の方でもお答えいただいておりますので、各学校に働きかけていきたいと思っております。

続きまして、3番目、桜井きよのり議員、自民党でございます。

3ページの下のところ、志村地区の適正規模・適正配置についてということでご質問がございまして、アステラス製薬跡地の621戸という大規模マンションの建設が予定されており、通学区域校である志村四小での受け入れだけでは対応できないと予測しているの、周辺の志村二小、三小も含めた通学区域変更に関する説明を行っているというようなご答弁をしておまして、本日、後ほど、その進捗状況についてご報告させていただきます。

続いて、5ページですが、なんば英一議員、公明党でございます。

校務支援システムの導入についての、どのような重点を考えているのかというようなご質問でございます。

校務支援システムの掲示板機能を活用することによって、いじめの防止や体罰根絶、交通事故防止対策に関する教育委員会方針や校長指導を恒常的に周知することが可能となる。板橋区の校務支援システムの特徴としては、本区独自のフィードバック学習の各種教材をシステム内に取り入れることによって、児童・生徒の学習の弱点を学校全体でフォローすることが可能となるというようなシステムであるということをご説明をし、さらに次ページですが、小学校から中学校への指導要録などの引き継ぎがされることにより、小・中連携教育強化への一助となるシステム構築を目指していくということでお答えしてございます。

続きまして、8ページですが、大田ひろし議員、公明党でございます。

子どもの交通事故対策についてということで、交通事故の分析と対応についてというご質問でございます。

この時点ですが、4月から10月までに起きた小・中学生の交通事故62件のうち、大半は子どもの交通ルール違反など、子ども側にも一因がある事故となっていると。また、62件のうち、自転車による事故は35件であったということで、これらの状況を踏まえて、各学校には指導を強化するように周知をしていきたいというふうに答弁してございます。

それから、10ページでございます。

熊倉ふみ子議員、共産党でございます。

こちらについては、あいキッズの質問で、一番上ですが、あいキッズにおける障がい児の排除についてということで、あいキッズの条例につきまして、心身に著しい障がいがあり、あいキッズの集団に適さない状況がある児童ということの規定しておりまして、先ほど、ご決定いただきました規則の方でも、これについての説明を採用させていただいております。

この辺についてご質問がございましたので、今回、規則の方で明確に「医療行為等が必要となる者」ということで規定させていただいたところでございます。

続いて、11ページ、大田伸一議員、共産党です。

6番、政策経営とは区民の命と暮らしに責任を持つことということに関連しまして、図書館の指定管理制度についてご質問でございます。

本区では、図書館の指定管理者に対してモニタリング調査を実施し、契約内容の意向確認を行い、指定管理者が行う専門研修による人材育成や多様な企画事業の展開などにより図書館サービスの向上が見られております。

中央図書館が板橋区立図書館としての一貫した方針を示し、指定管理者が管理監督することで図書館サービスの水準が維持されており、委員から図書館の衰退が見られるのではないかとのご指摘がございましたが、そういう事態は招いていないと認識しているということで答弁してございます。

続いて、田中やすのり議員、民主党無所属につきましては、あいキッズにかかわる質問が大半でございましたが、1番目の質問で地域防災計画の実効性についてということで、屋内運動場以外の非構造部材の点検についてということでご質問がございました。

文科省が策定した学校施設の非構造部材の耐震ガイドブックのチェックリストを用いた点検や、日常の安全確認建築技術職員による点検の実施をしているということで、非構造部材は経年の劣化等により影響を受けることがあるので、継続的、かつ定期的な点検と対策に今後も取り組んでいくということでご答弁しております。

それ以降は、ずっと、あいキッズに関するご質問でございます。

続いて、15ページ、民主党無所属のおなだか勝議員でございます。

こちらは公共施設での禁煙についてということで、学校内での禁煙、あるいは学校敷地内の喫煙所の設置についてのご提案がございました。

答弁ですが、学校は児童・生徒が主役の場であり、青少年の健全育成を促進する上で、健康増進法に基づく受動喫煙の防止に向け配慮する必要がある。区立学校・幼稚園では、平成22年10月から一年半の経過措置後、平成24年4月から敷地内全面禁煙を実施しております。

今後も敷地内に喫煙所の設置はせず、喫煙者には健康上の悪影響について啓発を行うほか、区民の批判をまねかぬよう配慮した行動をとるよう指導していきたいと考えております。

続きまして、18ページ、五十嵐やす子議員、生活者ネットでございます。

こちらについてもあいキッズの質問に加えまして、20ページ、最後でございますが、中高生の居場所について、青少年センター構想についてということでご

質問がございまして、現在、社会教育会館などの既存施設の活用を基本として検討していますが、どのような場所でどのように実現してくかについては、今年度中に明らかにしていきたいということでご答弁してございます。

最後、無所属、井上温子議員については、あいキッズに関する質問でございました。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 あいキッズに関しての質問がすごく多いので、一体どういうことでこんなに質問が多いのかなというのが1つと、それから、あと児童館との関係がかなり色々な議員さんの方から出ていて、今まで私は、あいキッズのお話を進めていく中で児童館との関連性というのは余り意識していなかったんですけども、どういうことなのかなと思って、ちょっとその辺を教えていただきたいと思いました。

学校地域連携担当課長 あいキッズ条例を制定するというところで、ちょうど第4回の定例区議会でありました。その中での質問ということだったので、議員の皆さんも気になるところだということで、ご質問を各会派からいただきました。

そこについて、議員さんの方にも区民の方からの質問もあったりということでの最終的な質問だったのかなと思っておりまして、その分、各会派で似たような質問が多かったところではあります。それに答弁させていただいているというところで多かったと考えております。

また、児童館とのかかわりについては、小学生の放課後の居場所ということもありまして、これまではそれぞれで小学生を対象としていましたが、今後は、平成27年度にあいキッズが全小学校で実施されるに当たりまして、その後、小学生の受け入れはあいキッズの方になるのかなと考えています。児童館の方もそれ以外の未就学児を対象とした施策等々を考えていくということで児童館のあり方検討会というものを今設置しておりまして、今後、その方向性については子ども政策課の方から示されるかなということです。

高野委員 実際、そのあいキッズが始まることと児童館の問題というのは別なところで話し合われていて、あいキッズについては、また、こちらで実施されるわけですよ。

来年度、11校で新あいキッズが実施されていく中で、今のお話だと、小学生の居場所というのはもうあいキッズがあるので児童館の必要はなくなるみたいなイメージでいいのでしょうか。

次 長 今までは、学童クラブ事業につきましては、児童館条例に基づく区長部局の仕事ということで教育委員会の方が委任を受けて実施をしておりましたが、今回、条例を制定いたしましたので、今までの形ではなく、教育委員会の事業として新

しいあいキッズを区分を統一して実施するという制度がスタートすることになりました。

従来は学童クラブというものがあって、学校は放課後子ども教室というのがある、それプラス児童館というような位置づけだったわけですが、やはりこのあいキッズが充実・発展をしていく中で、基本的には学校から自宅に戻らずにそのまま学校に居場所としていられる、あるいはそこでも青少年健全育成活動が行われるということになりますので、従来は一回家へ帰って児童館なら児童館にまた遊びに行くというようなことがあったわけですが、それが、学校が一義的に受け皿となりますので、ニーズとして青少年健全育成、放課後の子どもの居場所というものがあいキッズの方に基本的にはシフトしていこうという考えがあります。

ただ、まだ実施をしていないので、今の児童館での状況というのは今までのあいキッズの状況ですので、これからはそういう形で教育委員会の事業としてやっていくものに、だんだんと集約されていくのではないかという考えがあります。

児童館のあり方についても従来は放課後の子どもの居場所という部分が大きかったのですが、その機能が薄まってくるというか、ある意味でなくなってくる部分もあると思います。児童館併設の学童クラブも学校の中に全部来ますので、それも必要なくなってくるという中で、児童館のあり方の見直しというのが全庁的に今行われておりまして、それとの関係でご質問があったところでございます。

高野委員　それと、今度、平成26年度から新あいキッズを実施する11校で、その辺も含めて、しっかりとそういう学校については、例えば、児童館の子どもたちの利用がなく、しっかり受け皿として、そのあいキッズができていくのかどうかというところの確認をしっかりとしていくことが大事なんだというふうに、皆さん、すごく心配していらっしゃるのですけれども、今まで5年間のそういうあいキッズがあって、この新しい制度があったように、この1年間でしっかりとそこを見きわめて、また、平成27年度からの全校実施に向けてやっていけばいいのかなというふうに思います。

次長　子ども家庭部とも、あるいは政策、全庁的な部分も含めて、その辺も今、色々と協議をしているところです。

一律的な対応というのは、なかなか難しいのかなというふうに思っていますし、地域性だとか、色んな子どもの行動というものも違いがあるのかなというところもありますので、実際に実施していく中で調整を図っていきたいと思いますが、長期的な目で見れば、先ほど申し上げたところがやはりあるのかなというところですので、そことの兼ね合いの中で調整していきたいと思っています。

委員長　あいキッズの場合には、基本的にはその当該学校の児童だけですけれども、児童館によっては、他校の複数の小学校の児童が一緒になっているところもありますし、中学生が入っていたりするところもあるので、そういった意味での交流が

されているというメリットの部分が、それぞれのあいキッズに別れてしまうとなくなってしまうという部分もあるので、その辺も含めてご検討いただけたらいいかとは思っております。

逆に言うと、児童館のスペースがある程度あいてくれば、もうちょっと上の年代の青少年の利用ができるようになってくるので、必ずしも児童館という名前にはこだわらなくて、そういうスペースとして用意していただけるといいのではないかなと思っております。

学校地域連携担当課長 引き続き、子ども家庭部の方と協議してまいりたいと思います。

委員長 あと、模擬投票のご意見もありましたけれども、昔ちょっと聞いた、模擬投票をやっているという学校があって、そこでどんな模擬投票をやっているかというのを聞きましたら、児童が立候補するんですけども、中には「宿題をやめよう」というような政策を上げている児童がいるとか。

そういったことで投票するのはどうかというのを若干思いましたから、もし模擬投票を実施する場合には、その辺のところも考慮しなければいけないのではないかなと若干感じました。

それから、交通事故に関しましては、やはりまだまだ多いんですけれども、こういうところのデータに出てくるかどうか分からないのですけれども、板橋区内で練馬区の小学校の子が事故に遭って死亡するとか、そういう例もありましたから、そういうときのデータがこっちに入っているのかどうかよく分かりませんが、それぞれの区がそれぞれの児童にきっちり指導していけばいいかなとは思っています。

でも、板橋で死亡事故があったとなると、何となく板橋の指導が甘いなというふうにとられますけれども、他の区の場合もあるというふうには思っております。

指導室長 交通事故の情報は、本区の小・中学校、幼稚園に在籍する子どもさんたちの事故を私どもは集約するだけなので、他区のお子さんが区内で事故に遭っても、うちの統計には載らないのです。

委員長 そうですね。

指導室長 ただ、板橋警察管内で発生すれば管内の事故の数には載るので、それはなかなか一致することがないということはありません。

谷田委員 禁煙の話とか、ながら携帯の後は、さっきの交通事故の話もそうなんですけれども、子どもというよりは、大人を教育しなくてはいけないというか、そんなテーマが結構、今回、見え隠れしているなと感じました。

その辺は本当に、PTAさんとか、そういったところとも絡めながら、まずは見本となる大人をもっと増やしていくとか、そんなことを考えなくてはいけない

のかなと感じています。

それから、1つ質問なんですけれども、図書館の衰退というのが、結構、今回の中ではショッキングな言葉で、何をもって「衰退」というふうな言葉が出たのか、この文章では読み取れなかったので、何か伝えられることがあれば教えていただければと思います。

中央図書館長　今回、このご質問の中で、政策経営の関係で、指定管理業務がかなり区の中でも進んでいるということで、その中の1つとして図書館の質問があったものです。

図書館につきましては、かつて文部科学省の方から、余り指定管理制度になじまないという、そういった見解も出ていましたので、それを踏まえて色々と、有識者等も含めて、図書館はこういうような指定管理業務をやっていると、継承性がなく、将来的に衰退していくのではないかとというご指摘があったのですが、その辺がどうなのかと、今の区の現状で、このまま進んでいくと図書館の衰退に当たってしまうのではないかと、そういうようなご心配からご質問をいただいたところでございます。

谷田委員　今日、後で報告がありますよね。

中央図書館長　はい。

谷田委員　あの資料を見せていただいたんですけれども、そんなに悪い話ではないような感じも、その資料をばっと見ているだけではしていますし、まだまだ何かこれからやれそうなこともあるようにもちょっと思っているんですけれども。そのあたりは、ちょっとギャップがあるということですかね。

中央図書館長　いわゆる指定管理者業務と申しますと、収益的な業務だと、そういった民間会社のノウハウが如何なく発揮できるのではないかと、ということを言われていますが、図書館については、図書館法で、実費弁償以外の収入は得てはいけないという、そういった法律的な縛りもあるので、その辺が指定管理者に向かないのではないかと、というようなご指摘が過去にあったんですけれども、ただ、現状では指定管理者がそれぞれの専門的なノウハウを業務で活かしていただいておりますので、あとは、中央図書館として区の方針、その辺の管理監督、そういったところを着実にしていけば、運営面では特に問題ではないのかなと考えているところでございます。

指導室長　大人のマナーの問題ですけれども、昨年度、死亡事故が、交通事故で2件あって、1年たったときに、新たに橋本教育長名で交通事故の防止について区民の方々にもアピールさせていただいたんですけれども、その中に、「大人自身が交通ルールを守って子どもの見本を示してください」というアピールはさせていただいたところですが、実際に見てみると、なかなか大人の方が守られないケースも

あって、子どもとしては、「そういうのを真似しないように」と言うしかないかなという状況だと思うのです。

また、子どもたちが例えば自分たちの町をきれいにするというのを学校で勉強してきたときに、たばこの吸い殻とか空き缶とかが捨ててあると、学校のカリキュラム以外のところの、隠されたカリキュラムでだんだん刷り込まれていくというのは避けなければいけないかなとは思っています。P連の方とか、青健の方々と協力して上手く体制が整えられないかなとは思っております。

委員長 少なくとも、横断歩道でのフライングが大人は結構多いですけども、見ていると、子どもがそれについていくのは余りないので、多少安心しております。

それと、あと、たばこの吸い殻は相変わらず多くて、私は毎朝、家の周りの道路を掃除していますけれども、大抵、5、6本はあるので、多いことは多いと思います。

昨年、運動会のときに各学校を回りましたけれども、学校で吸えないものから、近所のコンビニがものすごい、喫煙者でいっぱいという、それも中で吸えないので、みんな外で、すごい状況がありましたけれども、その辺は、もう喫煙者自身に考えていただかないとどうしようもないことではないかと思っております。

青木委員 先ほどの大人の話で、国内の事例ではないですけども、アメリカの方でも、やっぱり同じような大人の教育が重要だという話が出ているので。

向こうで議論したときに、今やっているのが、子ども用の教育番組の中で安全教育をやっていくというので、ディズニーなどが、子どもの教育の中でそういう安全だとか法律を守るというような、いわゆる、しつけに相当するようなものを積極的に展開しています。

「ディズニーエデュケーション」というそうですが、始まりまして、やっているその担当者にヒアリングをしたところ、一部効果が出ているところでは、子どもが親を叱るようになったというものがとても多い。

「それをやっちゃだめだ」ということを親に言うと、親が恥ずかしくて、それをやめるようになってきたという傾向が見られるというので、1つの方法論として、学校の先生が教育の中でそういうことをやっていくというの、1つ効果があるのかなという感じは持ちました。

以上です。

委員長 では、よろしいでしょうか。

○報告事項

2. 文教児童委員会報告（H25. 12. 4）

（資料・次長）

委員長 それでは、次に報告2「文教児童委員会報告」について、次長から報告願いま

す。

次 長 資料の方をご覧ください。

12月4日に開かれました文教児童委員会でございます。

まず、1番目の教育委員会の動きでございますが、11月12日の第20回、11月26日の第21回について報告いたしました。

この中で、板橋第五中学校の服務事故についても報告させていただきましたので、議員の方からかなりご質問がございました。

現在の子どもたちの状況や、地域の反応等についてのご質問、あるいは教育委員会、また、東京都の対応についてもかなり厳しいご意見をいただいたところでございます。

東京都については、教育長を始め、申し入れをしたということで答弁をしたところでございます。

続いて、2つ目の教育振興推進計画「いたばし学び支援プラン（第3期）」の中間のまとめ（案）についてのご報告でございます。

意見として出ましたのは、教育の専門家の意見の聴取の状況についてはどうなっているのかというようなことで、こちらにつきましては、外部委員をお願いしております教育関係の方の専門家の評価をお願いし、意見を伺って点検・評価いただいた意見を含めて、精度の高い実効性のある計画にしていきたいということで答弁してございます。

また、具体的な事業といたしまして、安全教育、また、実体験の学び、それから小学校における英語教育、それから校務支援システムの構築、家庭教育学級の充実、あるいは特別支援学級の充実などについて、具体的な状況のご質問がございました。

また、さらに通学路の安全確保の状況ですとか、教育相談機能の充実の件、また、あいキッズに関するもの、また、家庭読書の日の取り組みの状況など、現在の状況等についてのご質問も多々ございました。

それから、平成25年度特別区人事院勧告後の状況について、幼稚園教職員の勧告の状況についてご報告いたしたところでございますが、質問等はございませんでした。

続いて4つ目ですが、「魅力ある学校づくりプラン」の素案についてということで、これも教育委員会でご報告した内容と同様の内容をご報告させていただいております。

具体的な学校名を挙げまして、議員さんの方から、今後の児童・生徒数の見込み、あるいは改築に当たって、どういう考え方でいるのかというような具体的な質問もございました。

また、地元の意見をどういうふうに反映していくのか、その辺のことについて、例えば2校を統合する場合、どういうふうにしていくのかなど、具体的な質問もございました。

また、改築対象校等についてグループをお示ししているわけですが、

現在、周辺校のグループ化をしたところの進め方についてのご質問でございます。

周辺校のデータについて今、集約している状況で、平成26年度から具体的な協議に入っていくため、年度内には学校のグループ化をして数値等の公表等、情報提供を行っていきたいということで答弁してございます。

また、改築に当たっての優先順位の考え方についてでございます。

古い学校では建築50年を超える学校もあるが、老朽度の観点では、耐震改修の際の耐震診断データもあるので、その点を確認しながら決めていきたいということで、過小規模化という部分を先立って検討した方がよい場合もあるのではないかと答弁してございます。

また、学校改築に係る経費の状況についてということでご質問がございまして、具体的な金額では、板橋第一小学校が28億4,000万円、赤塚二中については41億7,000万円の経費がかかっておりますということで答弁してございます。

また、大規模改修を行った場合の延命効果についてのご質問もございまして、大規模改修をしていく際に、コンクリートの強度など、構造上のチェックをしているので、20年から30年使い続けるということ想定しておりますと答弁してございます。

続いて、議案でございしますが、第68号板橋区あいキッズ条例についてでございます。こちらについては、先ほどの総括質問にもございましたように、個々の内容についてかなり細かく議論がされました。

具体的には、連絡帳の廃止、それから保健室の利用の可否、あるいはプレイングパートナーと職員の削減の内容、あるいは、その影響等についてのご質問などがありました。

また、制度的な問題では、あいキッズと学童クラブの違い、また、あいキッズ導入の効果、財源の状況、歳入等の補助金、その辺のお話もございました。

また、生活の場の保証ということについてもご質問がございまして、あいキッズでは、生活の場ということでは、家庭とは違う意味合いになると考えている。生活の場の保証というよりは、学童クラブの有してきた機能として、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成、安心・安全な居場所の提供に重点を置いている事業であるということでお答えしてございます。

それに加えまして、要支援児の対応等について具体的な内容もご質問がございました。

最終的には、学校施設の有効活用、待機児の対策・解消、保護者負担の軽減、サービスの拡大などメリットが大きいので支援制度に賛成というご意見と、現行の学童登録を存続すべきであるというご意見がございまして、評決を行いました結果、賛成多数で原案のとおり可決されてございます。16日の本会議でも同様の議論の後、原案のとおり可決されてございます。

続いて、請願第6号ですが、学童クラブ廃止を目的とした「新あいキッズ」事業の見直しのための区議会による調査・検討についての請願ということでございます。

こちらの請願については、条例で審議は十分されておりますので、意見の表明ということでございました。

調査をさらにすべきというご意見と、もう条例が可決されたので必要ないのではないかというご意見がございまして、賛否を問いましたところ、条例の採択に賛成が少数ということで、請願第6号は不採択ということで決定してございます。後日の本会議についても同様の取り扱いとなっております。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 先ほどの板五中の件なんですけれども、都教委に対してというのは、具体的にどのような件というか、意見が出たのですか。

次長 実際には、この校長が、板橋だけではなくて、ほかの区でも同様のことがあったのではないかと、そういうようなお話も出ておりますし、短期間で区を異動しているというようなこともあって、言葉として適当ではないんですが、たらい回しのような取り扱いをしているということについて、どうなのかということでお話がありました。

先般、教育長と、私も同行させていただいたんですが、東京都の教育庁の方に面会いたしまして、そういう人事制度について今後解決していきたいというようなことをご提案し、東京都でも検討していただけるというお話でございました。

委員長 一般区民の目から言えば、もっと早い時点で処置ができなかったのかという意見が多分出てくるとは思うのです。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 人事情報（都費職員 平成25年12月分）

(指-1・指導室)

(区費職員 平成25年12月分)

(庶-1・庶務課)

委員長 では、報告3「人事情報」について、初めに都費職員について指導室長から、続いて、区費職員について庶務課長から報告願います。

指導室長 「指-1」でございます。

指導室所管の県費負担職員についての例月の報告で、今回は12月31日現在の報告です。

括弧内の人数を含めまして1, 836ということでございまして、11月末か

らの数字の変更はございません。

ただ、括弧内の休職者等については3名のプラスとなっております。

この3名のプラスは、増が4で減が1です。増4のうち、1名は12月9日付で校長職を1人解きまして研修発令をした者が1名、それから、育児休業に12月に入った方が3名ということで増が4。マイナスの要因としましては、育児休業から復帰された方がお1人ということで、プラマイ3でございます。

期限付任用教員については、変化はありません。

非常勤教員につきましては、学習指導講師が1名の増となりました。

現在、埋まっていないのは板六小の後任ということでございます。そのほかの非常勤教員は変わっておりません。

指導室は以上でございます。

庶務課長 区費職員については、一般職員、再任用、再雇用、それに非常勤職員とも、増減はございません。

休職者のうち1名が復帰訓練によりやくついたという変化がございます、それのみでございます。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

これは、そういうことでよろしいでしょうか。

○報告事項

4. いたばし学び支援プラン第3期計画中間のまとめ(案)のパブリックコメント募集結果の概要報告について

(庶-2・庶務課)

委員長 報告4「いたばし学び支援プラン第3期計画中間のまとめ(案)のパブリックコメント募集結果の概要報告について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長 こちらの3期のパブリックコメント実施の結果でございます。

「庶-2」の資料でございます。

こちらは、昨年12月7日から20日の14日間で募集いたしましたけれども、まだ、本年になっても若干ご意見がばらばらときている状況で、こちらは24日までの分をまとめたという状況でございます。

対象者は、区内在住・在勤・在学の方、こちらに記載してあるとおりです。

取りまとめた時点では、応募者数8名、45件ということでございます。

先に、今後のスケジュールということでご説明申し上げます。

20日にパブリックコメントの締め切りの予定でございましたが、いまだにきているという状況がございますので、全てについて、取りまとめていきたいと考えてございます。

それと24日、こちらを文教児童委員会にご報告し、31日に最終版を教育委

員会にご報告させていただきます。

そして、4月、学び支援プラン3期の計画の発表と併せまして、「中間のまとめに対するパブリックコメントと教育委員会の考え方」をホームページで公表していきたいというように考えてございます。

資料をおめくりいただきまして、別紙でございます。

重点施策ごとに代表的なものをまとめたものでございます。

重点1、こちらは「豊かな心と健やかな体の育成」でございますが、2つ目の「子どもの体力について、個人差が顕著に目立ちます。少年少女スポーツクラブや部活動への参加を促進し、ボランティアチームへの支援を積極的に行ってほしい」というご要望でございますけれども、「関連各課や協カスポーツ団体と連携を図り、児童・生徒の体力づくりに取り組んでいく」という形でお答えしていきたいと考えてございます。

ほとんどが、このプランに対する嫌疑というよりも、要望事項が多いように私の方では感じてございます。

それと、重点2「確かな学力の育成」の部分でございますが、一番最初の部分、「ふりかえり調査で個人の苦手を把握出来てよいのですが、それを授業のなかで活かしていただければ」というご意見に対しましては、「フィードバック学習教材等の積極的な活用とともに、学校に授業での調査結果の活用を求めていく」という形でお答えしていきたいと考えてございます。

それと、重点2の最後、「オープンスペース方式・教科センター方式は、インフラの整備も必要と考える。先進校の取り組みを一般校へどう移植し、板橋区の学校をどうしたいのか、学校経営像等を早急に提示していただきたい」というようなお話でございまして、「オープンスペース方式・教科センター方式について、児童・生徒に与える影響を含め、その効果について検証を行う」という形でお答えしたいと考えてございます。

重点3「読書活動の充実」ですが、②で、「学校図書館ボランティアの育成・活用」について、「上記を実現するため、学校支援地域本部等を活用し、図書館ボランティアの導入を促進してください」というご要望ですが、それのお答えについては、「図書館ボランティアについては、学校ボランティアのニーズとのマッチングに取り組み、学校現場でのボランティア活用を推進していく」ということで、こちらの委員会の中でも議論になったような形でお答えしていきたいというように考えてございます。

重点4「教員の指導力の向上」については、「生徒が好奇心を持てる授業（カリキュラム）を先生方に考えていただきたい」というご要望がございまして、「研究・検討していく」という内容でお答えしていきます。

次のページ、重点5「家庭における生活習慣の形成支援」ということですが、こちらは、「子どもたちに望ましい生活習慣をつけさせるためにも、時間に余裕のない家庭や周りに関心のない家庭にスポットを当てた親学講座を開催することが効果的ではないか」という意見がございまして、これも、この委員会の中でも議論があったかと思えますけれども、「事業に参加しない、できない家庭に対す

る効果的な取り組みについて研修し、検討する」という形でお答えしていきたいと考えてございます。

それと、その下、「「10の生活習慣」チェックシートの配付に加えて、未就学児、3歳児に対して、年齢別の親学講座の実施と同時に、幼児期の親子のコミュニケーションの大切さを説いたチェックシートを配布しては」ということですが、こちらには「「全国学力・学習調査」における板橋区のデータ分析から基本的な生活習慣が学力に影響を与えていることが判明している。いただいた意見を参考にして、事業内容の検討を行う」という形でお答えしていきたいと考えてございます。

重点6「地域人材による学校・家庭支援の促進」。こちらについては2番目のところですが、「「あいキッズ」は、子どもの安全な居場所づくりの場としてよい制度だと思います。学校支援地域本部とタッグを組み、地域との連携を強化していくことが、より良い事業とするために必要なのではないのでしょうか」というご要望でございます。

お答えですが、「あいキッズ受託法人に対して、学校支援地域本部との連携について問いかけていく」というようにお答えしていく予定でございます。

重点7「安心・安全で魅力的な学校環境の整備」。これにつきましては、ICT化の促進といったところがございますが、お答えですが、「教育ICTのあり方について、実験実証を予定している。その結果を踏まえて、機器や授業利用について検討を行う」というようにお答えしてまいります。

次に、「小中学校の適正規模・適正配置の推進に関しましては、高層マンションが1つ出来ただけで学校の様子が一変することは珍しいことではない。再開発等「町づくり」は、しっかり区の「町づくり事業」で把握し、指導してもらいたいと考える」というご提言でございます。

「都市整備部等の関連部局との連携に努め、適正規模・適正配置に取り組んでいく」というお答えをしてまいりたいと考えてございます。

重点8「教育委員会の改革」については、「外部評価を真摯に取り入れて、PDCAサイクルを確実に廻していただくことと、スピード感を持って事象に取り組んでいただきたい」というご要望ですが、「スピード感を持って、確実なPDCAサイクルの確立に取り組む」というお答えをしてまいります。

こういった内容でまとめてまいりました。

この内容で、この24日までの一部分でございますけれども、ご紹介させていただきました。

以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 そうすると、まだ、これは少し増えるんですか。

庶務課長 まだ、若干増えます。

谷田委員 意見としては、たくさんいただいている感じですがけれども、応募者数は、これ
でいうと8名ですから、そんなに多いとも言えないなという感じですがけれども。

庶務課長 P T Aの団体の方は、まとめて出してこられている部分がありますので、それ
を、団体で1名ととってしまうと、その辺のところは、「8名」という言い方が
正しいのか、そういったところもあります。

谷田委員 逆に、それはそれでありがたいことですね。そういうふうに意見をまとめて言
っていただけるのは。

委員長 色々なご意見があつて、「図書館ボランティアを増やしてほしい」というよう
なものがありましたけれども、ぜひ、この方が図書館ボランティアになってほし
いというふうに思いましたし、それから、「時間の余裕のない方に親学講座にも
出てほしい」というのは、なかなか実際には難しいので、そういう方にはメール
で送るというのも、最近はいいかなと思っています。
では、よろしいでしょうか。

(はい)

委員長 また、いずれにせよ、最終的なものが、後日、発表になると思います。

○報告事項

5. 「学校防災の手引－地震防災マニュアル」の策定について

(庶－3・庶務課)

委員長 では、報告5「「学校防災の手引－地震防災マニュアル」の策定について」、
庶務課長から報告願います。

庶務課長 庶－3の資料をご覧いただきたいと思います。

標準的な学校防災の手引、マニュアルを策定させていただきました。

このマニュアルをもとに各学校の状況に合った学校ごとの防災マニュアルに改
めていただいて、訓練に活用していただきたいというように、午前中の校長会
でもそのようにお伝えいたしました。

それと合わせまして、マニュアルの要点を記載いたしました概要版、こちらは
非常時におけるフローチャート、こちらを前面に出しておりますので、この手順
に従って非常時に活用できるよう備えていただきたいというお願いも合わせてし
てございます。

それと、学校防災における今後の検討課題ということで、※のところですが
けれども、4つの案件が私どもの方では残っているというように捉えておきまして、
これは全庁的な取り組み、他部署との取り組み、協働による取り組みが必要だと

いうように捉えております。

1つ目が、「災害発生後、学校施設に損壊等があった場合の災害対策本部への連絡体制及び避難所の開設について」ということで、これは、例を申し上げますと、避難所となる体育館、こちらに損壊があった場合の、その想定です。どのような対応をするかといったところを災害対策本部と連携して決めていきたいと思っております。

それと、2番目、「災害の発生後、帰宅困難など様々な理由によって親が自宅に帰宅できないで、子どもが1人自宅に取り残される」。これについては、これまで災害弱者というような取り扱いはしておりませんでした。老人や障がい者と同様に、そういった状況が想定されるお子様方に関しましては、災害弱者として地域での見守りが必要ではないかという案件でございます。

3つ目が、「学校に留めおいた児童・生徒用の備蓄物資の確保と、避難者との供給配分について」。

これについては、学校にある備蓄倉庫は、地域の方と合わせて、学校に留めおいた児童・生徒のものが共有して置いてありますので、その配分方法についてきちんと決めておく必要があるといった内容でございます。

4つ目が、「あいキッズ時間帯に災害が発生した場合の対応」。

これは、校務の管理内外におきまして色々なことが想定されます。その時間の経過に合わせて責任者を決定していくことが必要だろうということで、この4つの案件がまだ残っていると考えてございます。

それで、実際の手引の内容でございますが、後ほどご覧いただきたいと思いますが、私どもの方で重点に考えておりますのは、やはり緊急時における初動体制ということで、本編の23ページに、管理職、職員、学級担任というように、職種分担ごとに分けまして役割分担を決めていただきたいと思います。

この部分については、例えば養護教諭のように1人しかいないような場合は、体制としてどのようにするかというものを合わせて決めていただくようにということで、こちらも地震発生時にきちんと対応できるということが重要ということで、午前中の校長会でお話しさせていただきました。

雑駁ですが、こちらの説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。
学校の場合は、例えば、地震が発生して、震度幾つ以上だったら学校に来いというような規定はあるのでしょうか。

庶務課長 学校も同様です。

委員長 役所と同様ですか。

庶務課長 はい。5弱の地震が発生した場合には自動参集という、都費職員であってもそれは同様の扱いです。

委員 長 それは、板橋区が5弱ということですか。

庶務課長 そうです。自動参集メールが我々職員の携帯電話に参りますので、それに基づいて行動するということになります。

もともと、メールが全て入らない場合は、テレビとマスコミ、それを見て参集するという対応でございます。

委員 長 その5弱で集まるというのは、ここには書いてありますか。

庶務課長 こちらには書いておりませんでしたので、記載いたします。

委員 長 あと、学校の防災計画を、それぞれの学校でつくっていると思うのですが、例えば、私の行っております成増小の防災連絡会では、学校の防災計画の中に、避難所の部分と、学校の児童・生徒のための部分と、両方一緒に、かなり混じって書いてあって、あの辺は分けてつくった方がはっきりするのではないかと思います。

庶務課長 分かりました。今回のこのマニュアルをもとに改定してもらいたいというお話をさせていただいて、合わせて、訓練も実施してもらいたいというお話をさせていただいているんですけども、この後の行動として、うちの担当が各学校を回っていくということで、全件回って、一応、訓練の方も、合わせてマニュアルもそれと同時にチェックしていきたいと思っております。

委員 長 訓練の方は、結局、地元が動かないと。学校だけの訓練ですか、それとも地元を含めての。

庶務課長 地元も含めてです。高二小でモデル的にやってもらったんですけども、それが校務外のところでやったので、お子さんたちがいない場面でというパターンだったので、2通り、順次やっていきたいと考えています。

委員 長 それと、備蓄を児童の分を配分するというお話でしたが、現在は、恐らく1,000人分ぐらいしかなくて、それを配分するのではなくて、児童の分は児童の分で、プラスアルファで置くような方向でないと、多分、結構、数が少ないのではないかと思います。

庶務課長 その辺のところも含めて、取り組みをさせていただきます。

一度、検討したんですけども、児童の分を別のところに備蓄することが可能かどうかといったところで、かなり学校の今の状況からすると難しいというところがありまして、新たな施設というか、倉庫も難しいので、今あるところのもの

をきちんと分け合うのが現実的だろうということで、今現在は考えております。
いずれにしても、その辺のところは危機管理室の方と話をいたします。

委員 長 ほかにございますか。

青木委員 質問なんですけれども、避難訓練をやる場合には、消防の方とかの立ち会いというものは、やれているような状況なのでしょうか。

庶務課長 学校ごとに違います。学校によっては、消防・警察と連携してやっているというところも聞いています。

ただ、全く関与しないで、地域と学校だけでやっているところと2通りありますので、できるだけ消防・警察とは連携してもらいたいと考えてございます。

ちなみに、今回の高一小の場合は、消防団の方が2名、たしか参加していたというように報告で聞いております。

青木委員 私の大学もそうなんですけれども、消防の方に最後にコメントを言っていて、避難がいい、悪いというだけでも、やっぱり大学生でも、ちゃんとそういう消防の方にコメントされると真面目に聞いているように感じます。

なるべく、そういうところと連携されるといいかと思います。

庶務課長 分かりました。

委員 長 どちらかという、地域センター単位の避難訓練はやっているんですけれども、学校単位では余りやっていないんですね。

庶務課長 今後、それを改めて学校単位にしたいと思います。

委員 長 あと、学校防災の手引は、一応、今回は地震防災ですが、必ずしも地震だけではなくて、不審者の対応とか、色んなものもあるので、その辺も、それなりのマニュアルはあるとは思いましたから、この席ではいいんですけれども。

庶務課長 不審者対応マニュアルも、対外用のものもでき上がっていますので。

委員 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

6. 平成26年度学校用務業務新規委託校について

(庶-4・庶務課)

委員 長 それでは、報告 6「平成 26 年度学校用務業務新規委託校について」、庶務課長から報告願います。

庶務課長 こちらは、昨年 12 月 26 日の教育委員会終了後の打合せ会でご報告したものと同様のものございまして、正式に決まりましたので、ご報告いたします。

新規委託校、小学校 4 校、中学校 2 校の 6 校。それと、その他のところですが、平成 23 年度の委託を開始した 5 校について、3 年間が経過いたしますので、プロポーザル方式によりまして受託者の再選定を行うものでございます。

以上でございます。

委員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。
これは以前にも報告のあったことなので、これでよろしいと思います。

○報告事項

7. 区立小学校給食費の改定について

(学-1・学務課)

委員 長 報告 7「区立小学校給食費の改定について」、学務課長から報告願います。

学務課長 それでは、資料「学-1」の方をご覧いただきたいと思います。

1、改訂理由、経緯でございますが、①学校給食の実施回数につきましては平成 21 年度、夏季休業日期間の短縮に合わせて 5 回分を増やし、それに伴い給食費の値上げを実施しております。

今回、夏季休業日期間が平成 20 年以前と同じ状況になることから、前回増えた年間給食回数を 5 回分減らしまして、小学校は 190 回、中学校は 185 回に戻しますということになります。

そして、②ですが、消費税が平成 26 年 4 月から変更となるため、現在の食料費の状況を考慮し、一食あたり単価の消費税を 8%にいたします。

③としまして、上記①、②を合わせて平成 26 年度の給食費を改定するものでございます。

2 番目に、給食費改定新旧対照でございますが、左が改定後、右が改定前となっております。

まず、低学年でございますが、一食単価で見ますと、225 円から 231 円と 6 円の増、中学年が 245 円から 252 円と 7 円の増、高学年が 260 円から 267 円と 7 円の増、中学校は全学年共通で 310 円から 319 円への増となります。

ただし、年額となりますと端数の切り捨てと、先ほどの回数の減がございますので、表の右に記載がありますように、全学年共通で、年間ですと 110 円の増ということになります。

簡単でございますが、説明は以上です。

委員 長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。
これも消費税増税に伴うものなので、やむを得ないかと思えます。
夏休みが短くなったということで、実際には月10円ぐらいの増加。少ないか
らいいというわけではありませんけれども、ということになったわけです。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

8. 学校ネットパトロール（学校非公式サイト調査）実施報告について

(指-2・指導室)

委員 長 では、報告8「学校ネットパトロール（学校非公式サイト調査）実施報告につ
いて」、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指-2」で、ステープラーどめになっているものでございます。
学校のネットパトロールについては、昨年度の10月にひと月だけ実施したと
ころでございますけれども、いじめに対する誹謗中傷の抑止効果があるというこ
とで、今年度も9月から11月の3カ月にわたり実施させていただいたものの報
告でございます。

調査については、2ページ以降、別紙のとおりでございます。

2枚めくっていただきまして、全体の抽出した件数ですが、699件というこ
とでございました。

このうち、要削除と判断されるものについては21件でございましたので、こ
れについては業者の方から削除要請を行っております。

非公式サイトへの投稿の分類でございますけれども、一番多いものが個人情報
でありまして、円グラフとも合わせて見ていただきたいんですが、360件で、
51.5%です。

これは、自分の、いわゆるプロフのサイトでございます、写真を載せる、友
達の写真も含めてですね、あるいは自分のプロフィールをそのまま載せてしまっ
ている状態で、誰でも見られるところに個人情報を自分で流出させてしまっ
ている状況でございます。

2番目に多いのが、いじめの誹謗中傷等の表現で、これがおよそ4分の1、あ
るいは、この中では、特定の生徒の名前を挙げない形の誹謗中傷というものがど
うも目立っているようなことであります。

名前をはっきり出してしまうと、誰を誰がいじめているというのも分かるので、
投稿する側も少し控えているのではないかという状況はあるかなというふうに思
っております。

右のページでございますけれども、色々なサイトを子どもたちは使っていますが、
t w i t t e rとかA m e b aといった、よく知られているものが比較的多
いかなという認識でございます。

これらの要削除の中で、重たい案件というものは、今回はございませんでしたが、これらをやったことによって、こういう情報機器の使い方であるとかについては学校でも指導ができるかと思っていますし、こういった陰でのいじめの誹謗中傷などについての抑止には効果があるのではないかなというふうに思っております。

報告は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

短い期間でしたけれども、やはり、やることはいい結果になるのではないかと思います。抑止効果とか、色々を含めてですけれども。できたら、今後もできる限りチャンスがあればやっていきたいなと思います。

谷田委員 結果についてですけれども、具体的に、学校の方にはどんなふうな感じでこれが伝わって、それで、それが実際に、児童とか生徒とかの指導につながるような形になるのですか。

指導室長 学校には、明らかにその学校だと思われるものについて、業者から直接送っています。学校名があったり、何となくその学校だろうと思われるものについては送っていただいています。そこから、個人を特定して指導したり、学校全体で指導したりということには使っております。

谷田委員 実際に、では、これが改善につながっているとか、そういうことに。

指導室長 こういうところにこうやって投稿しても、ちゃんと見張っているぞというところについての抑止には、かなりなっているんじゃないかなと思います。

青木委員 今のお話の一つですけれども、うちなどでも、どこかで見張っている人がいまして、こんな投稿をおたくの学生さんがしているよと流れてくるものが結構あるんです。学生生活委員をやっていると、全部その情報が入ってきますので。

だから、結構、最近は、関係ない人なんですけれども、一々見ている人がいるんです。勝手にネットパトロールしている人がいるということ。

例のアルバイトの学生が、アルバイト先で変な行動が公表されたというのは、その辺の流れだとは思いますが。

投稿の書き込みで、18歳のおたくの大学の1年生が酒を飲んだと書いてあるのですがどういう指導をしているのかなどと、通知してくるような人がいたりしますので。

いい意味も、悪い意味も含めてですけれども、こういうものが上手く活用できるといいなと思います。

委員長 そういうメディアであるということを使う人が十分認識してもらえれば、色々

とよくなってくるかと思えます。

○報告事項

9. 生徒会交流発表会について

(指-3・指導室)

委員長 それでは、報告9「生徒会交流発表会について」、指導室長から報告願います。

指導室長 資料「指-3」でございます。

例年、教育委員の皆様方にご参加いただいております中学生審議会、それと中学校の生徒会交流会を、今年度は少し整理させていただきましたけれども、内容としてはご案内でございまして、今般、1月27日に、各学校の生徒会の代表者と、それから教育委員の先生方、教育長も含めて、グループ討議をしていただいて、昨年にも続きまして、いじめのことについて中学生の考えを、そこで一緒にディスカッションしていただくということをお願いしたいというふうに考えております。

それを受けまして、翌週ですが、2月3日にいじめ防止シンポジウム、昨年にも続いて第2回の開催というふうになります。昨年は、委員長と高野委員にご登壇いただいて、そこでディスカッションしていただきましたが、今年度は、谷田職務代理とか青木委員に、中学生と一緒に登壇いただいて、子どもたちとともにディスカッションいただこうと思っております。

今年度については、高島平区民館という、高島平駅のそばのホールを確保しております。

P T A関係者が、昨年はそれほど多く参加いただけなかったもので、少し多目に周知させていただいたり、今、区民事務所等の掲示板とかにも張り出しをさせていただいているということですので、より多くの地域の方々に、中学生がいじめについてこれだけ考えているんだよということをアピールできればいいなというふうに思っております。

なお、シンポジウムの後に、中学生からの今年度のメッセージを発信させていただいた後に、またポスターを中学生の方で作成しまして、次年度、各学校等にそれが掲示されていく。中学生からいじめ撲滅を図っていくということでございます。

報告は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

毎年やっていることなので、今年度もよろしく願いいたします。

谷田さんと青木先生、シンポジウムの方をよろしく願いいたします。

○報告事項

10. 平成26年度板橋区教育委員会授業改善のためのグランドデザイン2014について

(指-4・指導室)

委員長　それでは、報告10「平成26年度板橋区教育委員会授業改善のためのグランドデザイン2014について」、指導室長から報告願います。

指導室長　グランドデザインにつきましては、これまでも毎年度お示ししているものですが、平成26年度向けのグランドデザインを策定させていただきました。今日ご審議いただいた後、学校の方には流していきたいと思っております。

今回は、グランドデザイン2014ということで、先に提案のあった「いたばし学び支援プラン第3期」の内容を受けての、魅力あふれる授業づくりに関する各学校への周知の内容でございます。

真ん中の「魅力あふれる授業づくり」についての骨子については、今年度と同様でございます。周りにあります、そのサポートの体制でございますけれども、下線部のところが今年度との違いというふうにご理解いただきたいと思います。

まず、左上にあります「教員の指導力向上」の中には、2番に、授業におけるマナー・ルールの徹底というのを入れました。

これについては、福井県に視察に行った折にも実感したことですけれども、福井県の学力や体力が非常に高いというのは、特別すごいことをやっているわけではないということが分かりまして、当たり前のことだけれども徹底してみんながやっているところを板橋でも取り入れようとしております。

例えば、授業開始の時間を守るであるとか、算数のノートの書き方をきちんと統一していくとか、そういったことが徹底できないかなということで提案しているところでございます。

また、4番のOJTと土曜授業プランについては、これまでも教員の校内での研修、それから土曜授業プランについては8日間以上の実施ということで、広く授業を公開する中で指導力を高めていきたいということでございます。

また、昨年行いました体罰ゼロ宣言については、直接の授業力ということではないですけれども、教員の指導力としては必要なことですので、ここに入れさせていただきます。

その下の確かな学力についてでございますが、3番の補充教室・個別学習のことでございます。

これは、夏季休業が延びたところに個別学習を入れるということで各学校に徹底しているところですが、これまで以上に、板橋の特徴である中の下の層と、ちょっと習熟の遅れている下位の層が若干多いところに個別指導を徹底させることで、学び直しの機会を図って、フィードバック学習とともに、つまづきを克服していくということを考えております。

あと、5番ですが、家庭学習で十分家で勉強していないというのが全国の学力調査の結果でもありましたので、その中で家庭学習を習慣化させるために、基本的な生活リズムであるとか、家庭学習や、家庭での読書についても家庭での啓発を含めて学力の元となるところですので、啓発を図っていきたいということでございます。

右側の上ですが、「豊かな心と健やかな体の育成」については、不登校児童・

生徒の対応を2番目に上げてございます。

平成24年度は、不登校児童・生徒が400名を超えるという状況になってございますので、これらの改善を図りながら、不登校の児童・生徒をゼロにしていきたいと、最終的には目標をそこに考えております。

また、5番目の「体力向上カード」の活用ですが、これは、今年度から小学校・中学校の全員に「体力向上カード」を配って、小学校1年から9年間にわたって、体力向上について家庭と一緒に考えていきたいと思いますというカードですが、これについては、より活用を図っていけるように考えていきたいと思っています。

また、その下の保幼小中連携教育の推進についてでございますが、特に1番の「学びのエリア」の中の授業規律。先ほどのマナーとルールと共通するところもあるのですが、これを共通化していけないかということをご提案したいと思っています。

特に福井県は、板橋と違って学校間の距離が、結局、地理的にありますので、同じ中学校区の中にある小学校との連携が、非常につながりが深いということが分かります。中学校区の中で、共通の課題に取り組んだり共通のルールをつくって、9年間の教育、それを含めた、高校までを含めた18年間の教育というのを徹底してやっているというところがございます、就学前から通して。

そういったことは学びのエリアに生かせるということで、ここに共通化できないかということをご提案したいと思っています。

また、保幼小中の教員間の交流については、お互いの授業とか保育とかを、校種、教科、関係なく見ることで、自分の指導力の向上に1つ生かしていけるとともに、同じエリアの中に住む子どもたちの教育について距離感を図っていききたいということでもあります。

また、下に、横長になっています教育支援センターの整備・推進についてですが、これは平成27年度に開設するための準備期間として、もう平成26年度の1年間しかございませんけれども、実施計画にある内容をここには網羅させていただきまして、先生方の研究と研修、それから相談事業について準備を進めていながら教員の授業づくりについて支えていくというものでございます。

これらの授業づくりを通して、最終的に、右上にあるように、板橋の目指す子ども像は学び支援プランにも示していますが、4つの子育てで考えておりますけれども、この4つの子どもの像は、今、よく言われていますグローバル社会にも役立つ人材の育成を図っていることと一致するかなと考えております。

また、子どもたちは、将来的には東京で開かれますオリンピック・パラリンピックを20歳前に迎える、あるいは20歳前後に迎える子どもたちを抱えておりますので、その授業改善の中で、色んな学習を通してながら、そういった大きなイベントにも耐え得るような子どもたちを育てていきたいということでございます。

グランドデザインについては以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 福井県の話が出ましたけれども、やっぱり上手くやっているなというところは、徹底的に取り入れてやっていこうという姿勢は大事だと思いますので、特に、その気になれば何でもできるというか、いわば継続的にやっていくことでしっかり力がついてくるということであるとか、ぜひ、そういったことは徹底してやっていただいたらいいんじゃないかなと思います。

委員長 マナー・ルールの徹底というものがございましたけれども、学校公開等で見に行っても、教室によっては、きちんと起立して、椅子をしまってから意見を言う教室があれば、ほとんど座ったまま意見を言う教室とか、学校の中でも色々な差があるようなので、その辺は当然、学年が上がっていくときにクラス替えなどがあるわけですから、学校の中できちんと統一した方がいいかなというふうには思っておりました。

指導室長 指導者側が授業をするときの指導者側としてのルールと、子どもが授業を受けるときのルールというのはあるだろうということで、校長先生方とも少し話をしているんですが、それらを整理して、教育委員会として、これだけは少なくともやってくださいということは示せるものもあるんじゃないかと考えております。

委員長 ということで、よろしいでしょうか。

○報告事項

11. 「魅力ある学校づくりプラン」(案)について

(新-1・新しい学校づくり担当課)

委員長 では、報告11「「魅力ある学校づくりプラン」(案)について」、新しい学校づくり担当課長から報告願います。

新しい学校づくり担当課長 魅力ある学校づくりプランにつきまして報告いたします。

資料は「新-1」でございます。

本日は、素案を公表したわけですが、そのパブリックコメントの実施状況の報告をさせていただきます。

パブリックコメントの意見募集期間は、12月14日から平成26年1月7日までということでした。

閲覧方法については記載のとおりでございます。

応募状況につきましては、4名の方から16件という状況でございます。

別紙の方に、意見と、それに対する教育委員会の考え方というものをまとめさせていただいております。

欄外に記載があるんですが、魅力ある学校づくりプラン以外の、一般的教育行政に関するようなご意見もございましたので、今回は、そちらはこの表の紹介からは外れております。

そちらの方は、学校施設に関する意見であったりとか、教育活動全般に関する

意見ということで、通学の安全だったり、いじめの対策であったりとか、体罰の問題であったりとか、そういったことへのご意見というものも含まれておりました。

プランにかかわるものとしたしましては、大きく区分でいきますと、施設の整備に関してなんですけれども、こちらの意見は、校庭の芝生化というものを進めているんですけれども、芝生化すると、いわゆる芝生の保護、養生の期間とかもあります。そういった部分では、どうしても子どもの利用を制限しているというようなことがありますので、グラウンドの芝生を広げることには反対したいというようなご意見でございます。

これに関しましては、教育委員会としては、環境に配慮ということと、今回、実際に芝生化しているところについては、地域や利用団体と一緒に芝生の手入れや管理をしているという、そういう連携活動の機会ともなっておりますので、そういった部分からも、施設づくりの部分では進めていっております。また、砂じんの防止というような効果も出ております。

整備に当たっては、そういった活動状況等も含めて、状況を十分に把握しながら取り組んでいきたいとお答えしたいと思っております。

2点目の適正配置の部分ですが、これはご意見の表現のところで「学校の合併」というふうに表現されていたので、そのまま記載させていただいていますが、学校の合併を促進して、合併後の施設の有効活用を図っていただきたいというようなことでもございました。

こちらは、今回、適正配置を進めるという部分では、素案の大きな観点でありますとか、将来にわたって望ましい規模が維持されるというようなこと、それから施設整備に当たっては、必要な教育機能を果たせる施設に整備していくという大きな柱がございました。そういったものに基づいた推進を図っていきたいということで回答いたします。

また、跡地の利活用に関しましては、別途、区全体で協議を行う事項でもありますし、公共施設のマスタープラン等でも出てくる事項でございますので、その点は、考慮・検討を区として進めていくというような回答になろうかと思っております。

3点目のプラン自体の趣旨についてということで、この「魅力ある学校づくりプラン（素案）」の、“魅力ある学校”というのは何なのか。また、誰のためにというような、そういった部分については明確にしてほしいということでございます。

ここは、次世代を担う子どもたちのためというのが、まずは第一でございます。

ただ、整備の詳細であったりとか、目的、対象、そういった部分についての書き込みが不十分なところについては、最終案に向けて少し書き込んでいきたいというふうに考えております。

4点目は、計画期間についてです。計画期間設定の、根拠の説明をしっかりとしてほしいというようなことでもございました。

今回、プランでは、平成28年度から47年度までの20年間という期間になっています。その長い期間をどうして設定したのか。前期、後期で10年ごとに

分けた考え方の説明が不十分ではないかというようなご意見でございました。

これに関しましては、いわゆる学校改築をするためには、基本設計、実施設計で、各々1年、改築工事に約2年ということで、4年程度は1つの学校の関連でかかるということもございます。

そういったことから、財政状況も見ながら、その部分を進めていかなければならないということも含めて、10年間のスパン。それから、計画自体を20年というふうに長い期間を定めております。

この部分につきましても、プラン自体では、このように設定しますというような期間設定だけを述べていますので、少し考え方については最終版に向けて書き込みを行っていきたいと思います。

回答についても、もう少し工夫した形で、教育委員会の考え方については説明していきたいと思います。

これらの意見も踏まえて、最終的な区の考え方というものをまとめて、プランの最終的なものを別途またお示ししていきたいと思います。

また、具体的な検討の学校グループにつきましても、現在、頂いている様々な観点から検証を進めておりますので、その点につきましても、早急に考え方をお示ししていきたいと考えています。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

「魅力ある学校づくりプラン」が何かというようなご意見ですけれども、何となく一般的にいうと、ソフト面も含めて魅力ある学校をつくるというイメージをつくるんだというものが強いかと思ひまして、その辺は、学校の整備計画である程度はしっかりした方が分かりやすいのではないかと感じております。

それから、芝生化は、色々とメリット、デメリットがあるので、やはり学校、地域の方とよく打ち合わせをしないと進められないと思いますし、「学校の合併を促進し」というのは、多分、学校に余り直接関係ない方は、学校をあけてもらって別の施設をつくった方がいいというご意見かなという気がしますが、やはり学校に関係した人から見ると、なかなか合併しろという意見は出しにくい。

あくまでも、その施設を何かに使うために合併するのではなくて、教育的観点から必要なときは合併するという方が、あくまでも主体であると思っております。

ほかにございますでしょうか。

(なし)

○報告事項

12. 志村地域の通学区域変更の進捗について

(新-2・新しい学校づくり担当課)

委員長 よろしければ、報告12に移ります。「志村地域の通学区域変更の進捗について」、新しい学校づくり担当課長から報告願います。

それでは、志村地域の通学区域変更の進捗につきましてご報告をいたします。
資料は、「新-2」でございます。

少し枚数がございしますが、志村地域の通学区域変更につきましては、アステラス製薬の跡地、「小豆沢一丁目計画」といいますが、大規模集合住宅の建設に伴いまして、志村地域数校にわたる通学区域の変更について、12月に説明会を開催いたしました。これまでの考え方等を教育委員会でも報告させていただいたところでございます。

説明会において様々な質問、意見をいただきましたので、主な内容について報告させていただきます。

本日は、内容の報告をさせていただきますので、幾つか対応方針を次回の教育委員会においてまとめていきたいと考えております。

説明会におきましても、参加された方から、「自分たちの意見というものを教育委員会に報告して、議論した結果を再度報告する場を設定してほしい」というような要望もございまして、そちらについては約束をいたしております。

資料の説明でございしますが、1枚目が説明会の概要となっております。

2枚目、3枚目というものは、これは志村第二小学校の保護者説明会を行いまして、その概要であります。参加されなかった方に対しても、どのようなやりとりがあったのかを配付するためのものでございます。

現在、「学校調整中」と記載してありますが、学校に最終的な内容を確認しております。近日中に配付いたします。

4枚目以降は、実際に、この保護者説明会や地域説明会で配付して説明を行った資料となっております。

それでは、1枚目の資料によって説明させていただきます。

説明会の実施状況ですけれども、12月17日に志村第二小学校の保護者説明会を開催いたしました。参加者は17人です。

その後、3回にわたって地域説明会を開催いたしまして、12月18日、清水地域センターで参加者7人、19日、志村コミュニティーホールで参加者8人、12月26日、清水地域センターで参加者5人というような状況でございました。

説明会に出されました主な意見につきましては、6つの項目に分けてまとめさせていただきます。

まず、(1)説明会についてでございますけれども、「事前に住民の意見を十分聞くべきではないか」というようなもの。それから、「複数案を示すなど、変更の余地があるものを説明会で示すというようなことはできなかったのか」というようなものがありました。

(2)変更の計画につきましては、「志村第二小学校に入学することを踏まえて家を購入して引っ越しをしてきた。新しいマンションのために通学区域校を変えられることは納得ができない」というご意見。それから、「新しいマンションの児童数が明らかになってから対応ができなかったのか」。

これについては、新1年生の保護者と思われる方から、マンション計画が分か

っていたのであれば、もう少し早くそういった考えを示してもらえれば入学先を考える時間もなかったのではないかと、意見としては反対の意見もございました。

それから、清水支部の区域に変更後の通学ラインを設定しておりますけれども、「学校単位で動いている地域活動もあるということを分かってほしい」。

それから、「志村第三小学校を救うための、規模を回復するための変更というふうに感じている」という意見。

それから、「予測データというか、そういったものが少なく、数字も区の都合で作った数字ではないか、そのように思える」というご意見もありました。

3つ目は、志村第三小学校に関するものでございます。

志村第三小学校の学校規模、校舎の改築予定がないこと、校庭などの施設の状況、登校が自由登校制になっていることなど、「志村三小に変更のメリットが感じられない」というようなご意見。

それから、「入学率が上昇していくと教育委員会は予測しているけれども、その根拠は明確ではないというふうに感じる」というようなご意見です。

4つ目は、志村第二小学校への入学に関するものでございます。

「変更区域を調整区域としているけれども、志村第二小学校に入学できなければそれは意味がないものである。変更対象地域の児童の入学を確約してほしい」。

それから、「入学の確約がないから反対しています。説明会の資料のQ&Aに「入れない場合がある」というように書かれているから、その点がどうしても引けない」。反対するという態度が引けないというご意見です。

それから、「調整区域を5年間設定するというようなお話もあったけれども、これは確実なことなのですか」というようなご意見です。

この項の話につきましては、後ろの資料をご覧ください、状況の説明をさせていただきます。

一番後ろの紙、7ページと書いてある横の表をご覧くださいと思います。

この表は、志村第二小学校の変更後の予測を示したものです。

仮に、平成28年度入学の数値で説明させていただきたいと思います。

この上の表ですけれども、変更前の12月1日の児童数です。変更前で、平成28年度入学対象者は69人おります。

2段目の平成26年度竣工というのは、大原町に竣工するマンションの出現予測をいれておりまして、ここには1人。

その下の段が、志村三小への変更対象地域の児童数が、現在19人ということ です。

それから、その下が「小豆沢一丁目計画」のマンションの出現予測が8人ということ でございます。

これを上から足し算、引き算、差し引きしていきますと、59人が、平成28年度入学の変更後の志村第二小学校の通学区域児童数となります。

そして、下の表では、どのぐらい変更地域から入学数まで余裕があるかを示している ものです。

3学級を組むとなりますと、受入可能数は98人となりますので、これを、先

ほどの59人全てが志村第二小学校に入学したと仮定いたしましても、なお、39人の受け入れの余裕がございます。

変更区域で、お兄さん、お姉さんが志村二小に通っている児童は3人です。

さらに、先ほど、上の表で、変更区域は19人いるというふうにお伝えしましたが、この19人全てを受け入れたとしても、39人からの余裕がございます。

それから、資料を2枚前に戻っていただきたいと思います。

配付した資料のQ&Aなんですけれども、3ページで示されているところです。Q2のところ、実際に兄弟が志村第二小学校に通学して、一緒に下の子が通えないのかというような設問を設定しております。

こちらは、色々と説明をしているんですけれども、先ほど触れたところが、後段の「受入可能数を超えた場合」というようなくだりから、「最終的には入学をお約束するものではありません」というふうに、ここのQ&Aのところでは記しています。

先ほど数字を説明させていただきましたけれども、数値上の説明ということで少し安心されている方もいらっしゃいますけれども、それでもマンションの人数等によっては、これから何年も不安を抱え続けなければならないという状況もございます。

志村二小を考えて家を購入したというような事情、周辺の面倒を見てくれているお兄さん、お姉さん、兄弟ではないお友達のお兄さん、お姉さんと一緒に通うことを今から楽しみにしているような事情、そういったようなことも説明会後の意見交換ではお聞きいたしました。そういったことで、入学の確約が欲しいというのが強い要望となっております。

先ほどの、最後の7ページの表でいきますと、平成28年度は少し余裕がある年度で紹介してしまいましたけれども、平成29、30年度あたりというところでは、下の表の受入可能数が、23人から28人という状況に対して、上の△の人数が18人、21人というところで、割と人数が寄っているというような年度が現時点でもございます。

少し長くなりましたが、1枚目の裏面のところにお戻りください。

こちらでは、登下校の安全についてというのが5番目でございます。

「変更地域から志村三小に向けてというのは、交通量、交通事情が非常に心配である」というような意見。

それから、「通学区域が伸びてしまう」というようなこと。

それから、「安全措置を取った上でこの計画は提示すべきではないんですか」というようなご意見もありました。

もう1つは、「志村二小は登校班制を敷いていますけれども、志村三小は自由登校である。登校班を導入される予定があるのかどうか。あるいは、スクールガードやスクールゾーンというのは一体どうなってくるのか」というようなこともありました。

最後に、その他といたしまして、「安全対策の決定時期というものを明らかにしてほしい」。

「こういった意見や問い合わせの検討結果を示す場を設けてほしい」ということ。これは先ほどもお話したとおりで、改めて説明会を開きたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

今後、対応方針を決めていきたいと考えておりますが、主に就学に関することは学務課でありまして、登下校の安全に関することは学校地域連携担当課が所管となっておりますので、各課とも調整しながら、次回までに方針を策定させていただきたいと思っております。

参加された保護者や、あるいは地域の方もいらっしゃったんですけれども、この教育委員会のやりとり等を議事録等でもぜひ確認していきたいというふうにおっしゃっている方もいらっしゃいましたので、これまでも様々な観点からご議論いただいていたと思うのですけれども、今回の方針の決定についても、色々と、この場でもご意見を頂戴いただければ、議事録を見る方もいらっしゃいますし、私どもの方でその方々にお伝えするというのもできますので、どうかご議論の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

谷田委員 余り大きく捉え過ぎてはいけないのかもしれないのですけれども、1つは、やっぱり兄弟関係ということですね。それから、もう1つは距離とか安全とか、その辺が主な大きな意見なのかなと思ひています。

兄弟関係に関しては、今出している数字で見ると、大分、安全率が高い。ただ、100%じゃないというところをどう考えるか。

それから、安全の方は多分、色々とやり方は、まだ可能性はあるのかなと思ひるので、この段階では、それがどれくらい納得いくものが提案できるかというのは、まだ分かりにくい部分もありますけれども、それはまた次回、色々とご報告いただけるといふようなことによろしいですかね。

あと、ほかに、もうちょっと、こういう視点も実は考えておいた方がいいとか、こういうことも実は頭の中にあるよとか、何かありますか。

今の2つ、ば一っと見ていると、そんな印象で捉えているんですけれども。

新しい学校づくり担当課長 そうですね。基本的に大きなところとしては、今言っていた入学の確約という部分と、仮に通学区域変更になった場合の安全の確保についてということが大きな点だと、私の方でも受けとめております。

それから、要は、通学区域の変更にあたって、安全対策について、今後検討していきますというふうな説明、あるいは意見に対する回答も行っていたんですが、平成27年度入学までには時間があるということで、これまで、実際に規則の変更を行った後に、そういった通学面の確認などを行っていたという実態はあります。

ただ、そういった安全面も含めて、その通学区域変更というのを考えてみるとおっしゃっていたので、その辺についてはしっかりと受けとめていなければいけないと思っています。

私が伝えてきたことは、通学区域の部分では、簡単に決められること、短期的に決められることと、地域の協力を得て安全を確保するようなことについては少し調整が必要であり、通学班を編成するという、これまでの全く新しい志村三小の取り組みについては、志村三小の学校内やPTAとの協議が必要なので、時間を要することと、少し整理させてほしいという話は伝えてきています。全てが、例えば来月に行う説明会で示し切れないことは出てくると考えています。

委員長 自由登校と登校班と、色々と学校によって違うので、それはそれなりにメリット、デメリットがあると思うのですけれども、それぞれの学校が歴史の中でそういうふうに進めていくことを変えるのは、なかなか難しいかなということがあるかとは思っています。

それから、学校単位で行動しているからというものがありましたけれども、恐らく、PTAなり、PTAのOBさんとか、おやじの会でやる行事というものは、当然、学校単位でやっていると思うのですけれども、青健行事等は町会単位、支部単位になってくるので、どちらがいいかというのは、なかなか難しいかなとは思いますが、個人的に考えれば、やはり学校行事は学校単位でやりますけれども、地域を含んだ行事というものは、やっぱり町会単位、あるいは支部単位という方がいいかなというふうには思います。

新しい学校づくり担当課長

今回、こちらの例でいきますと、蓮沼西町会の部分が、まるまる志村第二小学校の通学区域でした。支部としては清水支部ですので、志村第三小学校の方なんですけれども、今回、そのラインまでが志村第三小学校にすっぽり入ります。蓮沼西町会は、距離的に非常に志村二小が近いということもあります。志村二小は志村坂上支部に設置されている学校ですが、長い歴史の中で、福寿会というOBの会が、学校の様々な活動に対して協力、支えてきたということで、そういった部分では、社会状況が変わってきている状況は理解できるけれども、急に自分たちの母校というふうに胸を張って支えてきたところから離されていくのは非常に悲しいと。

要するに、どこにこの思いをぶつけたらいいかわからないということで、説明会の3日間の夜は、全て雨が降った夜だったんですけれども、少し高齢の方も思い切って説明会にお越しただいて、この思いをどこにぶつけたらいいんだというふうなお話はされていました。

社会状況が変わっていることの一定の理解は、その方はいただいていたんですが、非常に複雑な思いはお持ちです。

委員長 ほかに、ご意見はございますでしょうか。

それでは、これはまだまだ続くと思いますので、また、ご意見等がありました

ら、次の機会にお願いいたします。

次 長 もし、メール等で、お気づきの点があれば担当の課長まで、あるいは庶務の方まで送っていただければ、次回、また保護者と会うときに、こんな意見がありましたということを担当の方から伝えられると思いますので、何かお気づきの点等がありましたら、ぜひお願いいたします。

○報告事項

13. 中央図書館機能のあり方検討会報告書について

(図-1・中央図書館)

委 員 長 では、報告13「中央図書館機能のあり方検討会報告書について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 それでは、中央図書館機能のあり方検討会の報告書につきまして、冊子になっているものがございますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、この報告書につきましては、「いたばし未来創造プラン」の「経営革新編」にあります中央図書館としての機能のあり方についてを検討した結果を報告するものであります。

経過としまして、これまで中央図書館の内部での検討を経まして、昨年5月に検討会を立ち上げました。そして、7回にわたり検討会を開催しまして、12月に取りまとめたものを報告書(案)としてお示しさせていただくものです。

今回は内容についてご説明させていただきまして、次回の教育委員会でご意見を踏まえた上で、正式な報告とする予定でございます。

それでは、まず、報告書の構成ですが、目次にありますとおり、まず、区立図書館の現状、そして、これから板橋区立図書館として目指す方向、そして、その中で今中央図書館がどういう役割を担っているかを記述しております。

そして、中央図書館の業務を、中央機能と地域図書館機能に切り分け、中央機能はどのような機能なのかを分析しております。

また、現在、指定管理により運営を行っております地域図書館についての評価を行い、中央図書館業務の効率的運営の観点から、現在の業務の中で民間に開放できる業務についてを考えているところでございます。そして、今後の中央図書館の運営における課題を踏まえまして、運営の方向について結論としております。

そして、最後に、今後、想定されます中央図書館の改築についての方向性をお示ししているところでございます。

それでは、報告書の中身の方ですが、今回、要点を中心に説明させていただきたいと思います。

まず、2ページ目になりますが、こちらの方に、5、目指すべき図書館像としまして、(2)図書館が取り組む3つのテーマを挙げております。

まず、ア、「生涯を通じ心の豊かさを支える」図書館。

これにつきましては、年代、性別を問わず、読書を楽しんでもらう環境を提供

し、限られた資料購入費の中で、幅広い年代の人々の読書に対する欲求を満たす蔵書構成を形成し、特に若年層を中心としました活字離れなどの課題に対応できるような選書を行っていく図書館をつくっていきたいということを挙げております。

そして、2番目に、イとして、課題解決型図書館。

こちらは、図書館を単に読書の楽しみの場でなく、「学びの場」として捉え、これまでのような単なる所蔵の問い合わせだけでなく、資料選択のお手伝いなど、スタッフのレファレンス力を強化することで、利用者が抱える課題解決のサポートを積極的に行うものでございます。

また、3点目として、ウ、学校図書館と連携する図書館を挙げております。

こちらの図書館では、これまでも読み聞かせや学校図書室へのボランティアの紹介、図書館資料の団体貸し出し、職場体験・見学などの受け入れを行っておりますが、今後、さらに各学校が求めるサポートを掘り下げ、様々なニーズに対応できるようにして、これから連携を強化していく必要があるというふうに考えております。

次に、3ページの6、中央図書館の役割についてです。

3ページ、下の方になります。

中央図書館の機能を、中央図書館だけに求められる中央機能と区民に身近な地域図書館としての役割とに大きく2つに区分いたしました。それぞれの機能を図示したものが次のページの4ページ目でございますが、そちらの上部の図になるところでございます。

そして、中央図書館のうちの中央機能としての機能を、その四角の枠の中央機能というふうに書いてありますアからクを挙げております。

まず、ア) 行政組織としての管理、イ) 図書館行政の旗振り役、ウ) 地域図書館の指導・調整、エ) 全体の蔵書構成を見据えた指南役、オ) 図書館システムの管理運用、カ) 施設管理の指導・調整、キ) 図書館懇談会の設置・運用、ク) 今日的課題への対応でございます。

これらの項目につきましては、本文の中央図書館の中央機能のアからクに対応して説明を加えているところでございます。

この中で、今まで中央図書館機能としてなかったものが、このキ) 図書館懇談会の設置・運用でございます。

これにつきまして、ちょっと説明を補足させていただきますと、8ページ目のところに、下の部分になりますけれども、キ) 図書館運営懇談会の設置のところに記載をさせていただいておりますが、これからは区民の意見を聞き、図書館サービスに反映させる姿勢を維持する必要性から、新たに図書館運営懇談会を設置し、意見集約の場を確保して図書館運営の質的向上を図っていくこととしております。

懇談会につきましては、普段からの利用者のほか、今まで図書館を利用したことがない利用者層を取り込むことにより、区民の図書館への参画という観点でも期待されると考えてございます。

また、その次の、ク) 今日的課題への対応になりますが、時代の変化の中、図書館にあってもインターネット環境を整えたり、電子書籍への対応を検討したり、ボランティアの活動促進やコミュニティの拠点といった、今日的な課題への対応策や、将来の板橋区の図書館像を描き、実現に向けて主体的に取り組んでいくことが必要ではないかと考えてございます。

今までは中央機能の方のお話でしたけれども、中央図書館業務のうち、もう1つの役割として、地域図書館業務としての役割もございます。こちらにつきましては、9ページの(2) 地域図書館としての役割というところに記載してございます。

こちらにつきましては、この本文中に書いてあります7項目を挙げているところでございます。

①として、読書の楽しみに触れることができる図書館。閲覧や貸出サービスです。

②身近な問題解決のツールとしての図書館。レファレンスや参考図書。

③図書以外の楽しみを見つける図書館として、映画会や各種講座。

④子育て支援ツールとしての図書館。児童サービスや、そのレファレンス。

⑤各地域が求める情報・資料を提供できる図書館。こちらは特色ある図書館づくり。

⑥YA(ヤングアダルト)コーナーによる中・高校生向けの図書の充実。

⑦障がい者サービスとして、対面朗読や郵送や宅配サービスによる障がい者の読書活動の支援ということが挙げられます。

そして、その地域図書館機能ですが、まず、現在の地域図書館の運営評価についてを概観して見ることにしました。

それが10ページ目の方になります。7、地域図書館へ導入した指定管理者の評価でございます。

現在、板橋区の地域図書館へ指定管理者制度が導入されておりますが、これは平成20年度と平成21年度にかけて導入してございます。

図書館利用者のアンケート調査と指定管理者へのモニタリング調査から評価したものが、11ページ、(3)の評価結果になってございます。

図書館利用者アンケート調査の結果につきましては、ほぼ全評価項目とも指定管理者制度を導入した初期時点での評価よりも指定管理者期間満了前の平成25年2月時点の評価結果が上昇しております。満了前というのは1期目の満了前という意味でございます。

このことから、指定管理者による地域図書館の運営は、図書館利用者から一定の評価を得ていると捉えております。また、モニタリング調査につきましては、平成24年度の各図書館の管理業務・サービス業務の各項目を総合評価した結果でございます。各社・各館とも適正なレベルを確保しており、地域図書館の運営につきまして、指定管理者の評価は概ね良好であると言えます。

ただ、この評価結果につきましては、中央図書館の地域図書館機能ではなく、単体の地域図書館の運営実績の評価でありますため、この結果のみで中央図書館

の地域図書館機能をそのまま当てはめるということは、判断としては難しいのではないかと考えてございます。

そういった意味で、地域図書館機能の中で、中央機能に影響する部分を別途考察することにいたしました。

それは12ページの8、今後の中央図書館業務の民間開放についてのところになります。

基本的な考え方としましては、中央図書館における業務のうち、中央機能は区職員が継続して担うものとし、中央図書館が実施する業務のうち、中央機能に該当しない、地域図書館の役割としての業務を民間事業者への委託といたします。

ただし、地域図書館業務の中でも、中央機能と密接に関連し、影響を与えるものについては直営で残すものとししました。

その考え方を図示しましたものが、12ページの「参考」として掲げました割振り表になってございます。

具体的には、現在、中央図書館が実施しております地域図書館業務のうち、表の下から2番目に当たります新たに委託できる業務として、イベント的業務であります映画会とお話し会が該当しております。

これによりまして、区職員のローテーションの勤務の見直しをあわせて行い、中央図書館の職員配置上の効率化を図れるものと思っております。

一方、地域図書館機能のうち直営で残す業務として記載しました学校・地域連携事業、自館、中央図書館の1次選書については、板橋区立図書館として、将来を見据え、維持、発展させていくために、区職員のスキル継承等が必要な業務であると捉えまして、こちらにつきましては直営業務として継続することとしてございます。

そして、13ページの(2)中央図書館業務の民間開放における課題では、こうした割振りを行った上での課題を3点挙げてございます。

まず、アとしまして、民間事業者を管理・監督する上での課題とします。

これは利用者の満足度や要望事項、図書館としての利用者へのサービス提供のあり方など、質的な課題については、図書館運営実務を経験していない職員がどのように管理し、管理監督していくかが課題になります。

図書館行政として、継続的なサービスを提供できる責務を管理監督する側が実務レベルでできる環境づくりが必要であると考えております。

また、課題の2番目として、イ、複数の運営事業者の調整を図る職員の育成です。

現在、板橋区の地域図書館の運営は、ブロックごとに3つの会社、事業者が担っております。地域事情を踏まえたうえで、各地域図書館を調整し、課題に対して判断していくことが求められることとなりますが、この判断には、各社の公平性や、また、それぞれ迅速な対応が求められるため、そうしたことができる職員の育成が必要になってくるかと思えます。

また、3点目としまして、選書・除籍のスキルの継承がございます。

まず、選書につきましては板橋区立図書館として、資料選定の基準に沿った資

料構成か、利用者にとって望ましい蔵書構成になっているかなど、図書館に必要な本をそろえているか、そういったチェックをする図書館としての根幹的な業務であります。

そのため、地域館が購入している図書を長期的に把握して、区全体の蔵書構成を理解していく必要がございます。こうしたスキルにつきましては、すぐにつくものでもありませんので、実務を通して習得し、継承していく必要があると考えてございます。

そして、14ページの9、中央図書館の運営体制の方向についてですが、こちらが、この報告書の結論というべきところとなっております。

こちらにつきましては、4点を挙げまして、今後の運営体制について検討したものでございます。

1点目としまして、管理監督者としての職員の育成の観点です。

こちらの中央図書館は、既に指定管理者制度を導入している地域図書館を把握してチェックしていく役割があります。

中央図書館の現場業務を日ごろから観察し、窓口対応で解決できない問題などを受けることにより、現場感覚を養い、委託先の業務責任者と意見交換をする場などを設けておくなど、業務に関与できる体制を構築し、業務内容を職員が恒常的に把握する必要があると思っております。

また、2点目、区の管理下における図書館システムの運用です。

図書館システムの管理運用につきましては、システム検討会、個人情報保護審議会などの見解を踏まえた議論が必要であるところですが、図書館のデータベースにつきましては、個人の思想信条が類推できるという、かなりビッグデータでありますため、現状では区が直接管理することでデータ管理を万全に行う責務があると考えてございます。

3点目ですが、図書館における中央機能・地域図書館業務の位置づけでございます。

中央図書館につきましては、地域図書館業務である自館の選書や学校や地域連携業務は、中央機能と密接不可分な関係であり、区職員が担うべきと考えております。

将来にわたり、区が図書館行政を継続させていくためには、区職員が図書館業務に精通することが求められ、地域図書館の業務に日常的に関与できる体制が必要であると思っております。

そのためにも、図書館施設内に中央機能を配置して運営を行っていく必要があると考えてございます。

そして、4点目になりますが、職員の効率的配置による経費削減効果としまして、イベント業務を委託拡大することで、こちらは映画界とかお話し会のことですけれども、効率的な管理運営を目指し、中央図書館職員の土・日・祝日勤務を最小限の人数で運用するようにして経費削減効果も合わせて生み出すものとしております。

こうした4点から、中央図書館につきましては、16ページなりますけれども、

指定管理者の管理監督、図書館システムの運用、図書館行政を推進していく役割の必要性から、業務委託を拡大するとともに、職員配置を見直すことによる効率化を図り、経費の削減に努めることとしたいと思っております。

そして、最後に16ページの10番のところに現中央図書館の改築についてですが、「いたばし未来創造プラン」との絡みでございますが、その実施計画編では、「図書館の改築」という事業計画が載っております。

これは、この報告であります「中央図書館の機能のあり方」の結果を受けて、施設の方向性を定めることになっております。

現在の中央図書館を現在地で改築する場合、建蔽率、容積率の関係から面積が約半分になるというような課題も指摘されているところでございます。

そうした場合、中央機能である事務室や図書館システムのサーバーの設置とか、あと、図書の保存スペースの確保が可能であるかどうか、中央図書館の改築設計にあたり検討していくこととなります。

また、平成26年度からは改築に向けて、公共施設のマスタープランとの関係があるため、庁内調整をとり、中央図書館の基本構想を策定して準備を進めていきたいと考えているところでございます。

雑駁ではありますが、報告書の概要については以上でございます。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 中央図書館の業務委託を拡大するというところで、映画会、お話し会というのは、年間どのぐらい行われているんですか。

中央図書館長 お話し会につきましては、週に1回です。映画会につきましては、ちょっと不規則なところもあるんですけども、概ね月2回ということでやっております。

高野委員 これが委託されることによって、大分、職員の方の時間というのは楽になるのでしょうか、お仕事に関して。

中央図書館長 準備もございますし、特に映画会につきましては、土曜日に実施ということもございますので、その辺は、どうしてもローテーションでやりくりしていくということになっておりますので。

今は、土曜日、日曜日、祝日につきましては、半数でシフトを組んでいるところもございますので、その辺を最小限にすることによって、平日に職員を集中的に投下できるということがありますので、効率的にはなるかと思っております。

青木委員 先ほどの谷田委員のお話の中にちょっと出ていた、図書館の必要性というような大もとの話からいうと、今、図書館というものに求められていることの1つの中に、開館の時間を何とか、欧米向けにというのはないのですけれども、例えば24時間体制という検討をしてもらいたいというのが1つ。

あと、今は、ネットで本が読めるようになってしまったということもあるので、手に入りやすい、例えば和書ですとか、意外にそういうものを使われてしまうというような話はあるとしたときに、大学では、特にこういう理工系ですと、よく使われているのが、ネットなどでの専門書検索です。

エルゼビアとか、科学技術の文献や特許が見られるという環境というのは、特に専門書のニーズがあったときに、お子さんの教育というものも大事なんですけども、特に大人の方で、会社を経営されているような方で、特許関連のことを調べたいという話になると、そういう専門書の検索などが1つニーズとして上がってくると思うのです。

板橋では、そういう理系の大学というところ、医学部もあると思いますけれども、医学系、化学系、それから工学系、色々と、そういう専門書検索みたいなものが自由にできて、それで閲覧できるようなところがあると、ニーズとしては別のところに展開できるかなという気もしているんです。

ですから、今のことを総称しますと、少し遅い時間に、普通の一般の人がそこに来てもらって見られるような、特に専門書を中心にとというようなところが、例えば、民間事業の委託でも構わないので、できるような方向性が見られるとニーズが出てくるのかなと思っています。

なぜ、こんなことを言い出したかという、私のキャンパスは千代田区にあって、図書館に一般の人が入れるようにしているんです。ニーズとして多いのが、ビジネスマンが多いこともあるんですけども、やっぱり、夜開けてくださいということと、専門の検索ができるようにしてください、より専門のものが、最新の情報が入るようにしてくださいというニーズがものすごく多いものですから、それが上がることによって、固定的に来てくれる方が増えているという現状があります。

ですから、その辺は、今のインターネットや何かで本が自由に見られるようになった時代も含めて、違うニーズの開拓というものもご検討いただくと嬉しいかなというように思っています。

それから、今、高野委員からもお話のあったような、我々の大学でも、図書館公開講座というもので、専門の先生が出てきて「こういう本がいいよ」というようなことを地域の住民の方にお話しする、お話し会みたいなものを、もちろんお子さん向けもありますし、大人向けもあります、というものでやってもらってもいいと思いますし、そういうので、いわゆる選書というのは多分学校との連携の中で随分やられていると思うのですが、もうちょっと専門の立場のお話や何かも入れていただくというのも、1つ作戦としてはあるのかなと思ったりしました。

その辺のところを少しご検討いただくとニーズが上がってくるのではないかと思います、図書館の必要性がないことは、絶対にないと思います。

大学などでも、図書館が重要だと言われていて、わざわざ大学の中央に、上智大等もそうですけれども、図書館を配置しているようなところもありますから。逆に、私は、図書館というものは、もっともっとニーズが出てくるものだと思う

ていますから、ぜひ、ご検討ください。

中央図書館長 ありがとうございます。

開館時間のお話ですが、指定管理者制度を導入してから、それまで7時までだった開館時間を、夜8時までにしたということもございます。

また、今後は、図書館のそれぞれの立地条件、その辺のこともあるかと思えますので、例えば成増図書館みたいな駅に近い図書館につきましても、確かに夜遅いニーズもあるかと思えますし、逆に、西台図書館のような立地だと、かなり夜間の利用者は少ないという話もありますので、場合によっては、今後は、利用者の実体、その辺の動的なものも含めた上で、開館時間について検討していくことも必要かなと思ってございます。

また、専門書ということでのご意見もいただいております。今は特色ある図書館づくりということで、それぞれ地域の立地条件に応じて、例えば成増ですとビジネス書とか、そういうようなことで選定はしております。

ただ、なかなか資料購入費も削減されていく中で、特に専門書になりますと高価なものもございますので、今後、その限られた資料購入費の中で、いかに多様なニーズに応えられるかという判断等も含めながら、選書能力、また、今は時代が変革している中で、どういったものが求められているのか、その辺を見きわめながら検討していくことが課題なのかなというふうに思っております。

青木委員 インターネットですと、実際には、その人が見て必要であれば、それを印刷させる仕組みなので。

中央図書館長 ウェブ上のご意見ということで。

青木委員 本を入れるものではございませんので。そっちのご検討も、ぜひ、いただけると。

中央図書館長 そうですね。

青木委員 印刷は、利用者負担していただくという考え方です。

中央図書館長 電子書籍ともつながるご質問かと思えますので、将来的な課題の対応等も含めた検討課題になるのかなというふうに思っております。

また、専門的な講座のお話も、割と図書館業界は、業界がだんだんと成熟化していく中で、会社の方で、学識経験者とか、その道の専門家とかを招聘して講座とかを行っていたりとかしていますし、また、地域との連携ということで、その企業の方とかを呼んで講座をしたりとかしておりますので、そちらは、創意工夫をさらに今後磨いていただければというふうには考えているところではございます。

青木委員 図書館は、多分、直接地域の方とつながる接点の1つだと。そういう意味では公開講座などをやると、逆に人が集まってくるような場所ではないかと。そういったニーズもあると思います。

中央図書館長 どうもありがとうございます。

谷田委員 最後に、場所の問題というのも、これから別に、中央図書館としての機能を見据えた上でどうするのかというのは、また別に考えることなので、確かに中央図書館として最低限必要な大きさみたいなものもあると思うので、それは別に、また考えていただいたらいいのかなというふうに思います。

あそこの図書館も、自分が小学校に入るぐらいにオープンした図書館で、正直、余り使ってないですけども、例えば今、池袋のジュンク堂とかに行くと、昔の本屋さんと今の本さんは何が違うかという、たくさん椅子が置いてあって、本を売る場所なのに、みんな買わないでずっと読んでいますよね。

本に対する、接するハードルを一生懸命下げよう、下げようという努力が、とても民間の書店では見られるなというふうに思います。これは図書館でも私は同じことだと思うのです。

そういうことができるかどうかは別にしても、例えば今の中央図書館の場所だったら、当たり前のように隣の常盤台公園で本を読んでいる人たちがたくさんいるぐらいの、そんな、もっともっと図書館の中にいないとということではなくて、色々な視点で本と接する機会をもっともっとオープンにしていくような視点が、すごく私は必要だと思うのです。

だから、もっと入りやすいとか、多少、外でも読めるとか、そういう光景が図書館の中に入らないと分からないのではなくて、地域にいる人たちが「図書館の周りって、何か知らないけど本を読んでいる人が多いよね」というような、そういう雰囲気も含めて、もっともっとオープンにしていくという視点が、多分、さらに本屋さん以上に、私は、図書館というのは必要ではないかと思うのです。

ですから、中央図書館に限ったことではないかもしれないですけども、接する機会をどれだけ増やすとか、大人なり、学生たちが本に親しんでいる場面をどれだけ地域に見せていくとか、そういったことが、多分、もっと大事になってくるのではないかと。そういう中で、また、大きさとか、場所とか、機能とか、考えていただいたらいいのかなと思います。

そういう意味では、大学によっては図書館が24時間開いている大学もあたりするのが現実ですから、開館の時間もそうですし、なるべく本に接する機会をどうやって増やすとか、どうやったら、そういう視点で大人になっていくとか、そういったことをぜひ大切にしながら考えていただいたらいいんじゃないかなと思います。

中央図書館長 ありがとうございます。

中央図書館も、報告書に書きましたが、地域図書館的な機能もありますので、ハード的な面では、入りやすさとか、読書に親しむきっかけづくり、その辺を考慮した上で考えていきたいと思っております。

委員長 いずれにしても、中央図書館をあの場所で改築するというのは、ほとんど無理かなと。結局は、あそこは常盤台の地域図書館なら建てかえはできると思いますから、中央図書館は別のところにもっと大きいのをしっかりつくるというのは、区全体の計画になってきますけれども、その方が早いのではないかなという気はします。

中央図書館長 公共施設のマスタープランとの兼ね合いもありますので、庁内的な調整を経てということで、あと、図書館の中央機能というものは、どこかしらに確保しなければいけないと思っておりますので、その中でどのような構想ができるのかというところを考えていきたいと思っております。

次長 今回の場所での改築の可能性について、どういうハードルがあって、どういうことを解決すればできるのかということも含めて検討して、最終的に難しいということであれば、そういう選択肢もあろうかと思いますが、必ずしも最初からほかのところということでは、今のところ考えておりませんので。

やはり、それなりに役割を果たしていますし、場所が移るということも、地域の方にとっては大きな問題だと思いますので、有効な立地を生かして、何とか、できるだけ機能を持たせられないかという検討をしなければならないというところを、今、図書館と一緒に考えているところです。

委員長 よろしいでしょうか。

(はい)

委員長 では、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますか。

(なし)

委員長 特になければ、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午後 4時 43分 閉会